令和７年第１回知内町議会定例会（２日目）

◎　招集年月日　　令和７年３月７日（金）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和７年３月７日（金）　午前９時３０分
◎　閉会日時　　令和７年３月７日（金）　午後２時４５分

◎　出席議員

１番	松井盛泰	６番	山田顕人
２番	花井泰子	７番	一之谷　駿
３番	笠松悦子	８番	野口久美子
４番	五十嵐捷爾	９番	木村　一
５番	吉田峰一	１０番	谷口康之

◎　会議録署名議員　　１番　松井盛泰　　４番　五十嵐捷爾

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	森永　茂
生活福祉課長	笠松さおり
保健センター長	（笠松さおり）
地域包括支援センター長	（笠松さおり）
税務会計課長	佐藤辰治
農業水産振興課長	南　一貴
商工林業振興課長	南　和敏
政策調整課長	三原知明
建設水道課長	澤田浩一
教育長	堂下則昭
教育委員会事務局長	長谷川将之
スポーツセンター長	（長谷川将之）
知内高等学校事務長	高田正志
学校給食センター長	（長谷川将之）
代表監査委員	木村和義

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議事係	高田貴明

令和７年第１回知内町議会定例会議事日程

（第２号）　　令和７年３月７日（金）午前９時３０分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　１番、松井盛泰君、４番、五十嵐捷爾君
第　２	議案第　７号	知内町子育て世代等住宅の無償譲渡に関する条例の制定について
第　３	議案第　８号	刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第　４	議案第　９号	知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第　５	議案第１０号	知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第　６	議案第１１号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第　７	議案第１２号	知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について
第　８	議案第１３号	知内町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
第　９	議案第１４号	知内町国民健康保険税条例の一部改正について
第１０	議案第１５号	知内町民体育館条例の一部改正について
第１１	議案第１６号	知内町民グラウンド管理運営に関する条例の一部改正について
第１２	議案第１７号	知内町町内会館等管理運営条例の一部改正について
第１３	議案第１８号	知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
第１４	議案第１９号	知内町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第１５	議案第２０号	知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について
第１６	議案第２１号	令和７年度知内町一般会計予算について
第１７	議案第２２号	令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について
第１８	議案第２３号	令和７年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について
第１９	議案第２４号	令和７年度知内町介護保険特別会計予算について
第２０	議案第２５号	令和７年度知内町水道事業会計予算について
第２１	議案第２６号	令和７年度知内町下水道事業会計予算について
		議案第７号から議案第２６号までの２０議案 （一括予算審査特別委員会（付託質疑））

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（谷口康之）

おはようございます。

令和７年第１回知内町議会定例会の２日目にお集まりいただきまして、ご苦労様です。
今日もよろしくお願い致します。
只今の出席議員数は、１０人です。
定足数に達していますので、会議は成立します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（谷口康之）
日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１番、松井盛泰君及び４番、五十嵐捷爾君を指名します。

次に日程第２、議案第７号、『知内町子育て世代等の住宅の無償譲渡に関する条例の制定について』から日程第２１、議案第２６号『令和７年度知内町下水道事業会計予算について』の２０議案は、いずれも令和７年度予算に関する議案であります。
したがって、この２０議案は、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、以上の２０議案は、一括議題とすることに決定いたしました。
これから、議題となった議案第７号から、順次提案理由の説明を求めます。

● 議案第７号　知内町子育て世代等の住宅の無償譲渡に関する条例の制定について

◎ 議　　長（谷口康之）
日程第２、議案第７号、『知内町子育て世代等の住宅の無償譲渡に関する条例の制定について』説明を求めます。
副町長。
◎ 副 町 長（大野　樹）
それでは、議案の２０２ページをご覧下さい。
議案第７号、知内町子育て世帯等住宅の無償譲渡に関する条例等の制定について。
知内町子育て世帯等住宅の無償譲渡の関する条例を次のように定める。
説明資料で説明をしたいと思いますので、説明資料ナンバー１の総務課３ページをご覧下さい。
概要ですけれども、まず目的につきましては、本町における子育て世代等の移住及び定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るために町が所有する住宅の無償譲渡及びその敷地にある土地の賃貸借に関し、定める条例であります。

具体的には現在町が所有し、空き家となっている教員住宅等で今後町として使用する予定の無い住宅を子育て世代等に現状の状態で希望する方に無償譲渡し、土地については賃貸借とする内容の条例であります。

詳細につきましては、この後総務課長から説明を致しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

私の方から条例の詳細について説明をさせて頂きます。

この条例は、第１条目的から第１８条委任までの構成となっています。

本条例の目的については、先程副町長が説明した通りです。

現在所有する教員住宅等の内、空き家となる住宅が複数戸あり、将来に渡り空き住宅の維持管理及び解体経費が増えていく傾向があることから、有効活用に転換すべく子育て世代へ無償譲渡出来るように条例制定するもので、この住宅の有効活用により定住促進や人口減少の抑制、子育て環境の向上が期待されるところです。

条例の主な事項です。第３条で子育て世代等の住宅の種類ですが、町が所有する教員住宅等の空き家住宅としています。尚、令和７年度は旧湯の里小学校の教員住宅２戸を対象と想定しています。

また、第４条で譲渡の価格を無償と定めています。第５条で土地については、賃貸と定めています。第７条では、譲渡の対象者として町に住民登録がある者又は見込まれる者。子育て世代等住民の入居時に満１８歳以下の子どもと同居している者又は見込まれる者。町税等に滞納がない者。子育て世代等住宅の現状引渡しに同意している者としています。第１３条では、禁止事項として、３年間を経過するまでは、世帯員全員の転居や第３者への売買、担保の設定、土地の形状の変化などを禁止しています。

議案の戻って頂きまして、附則として、この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

●　議案第８号　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第３、議案第８号、『刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案２０５ページをお開き願います。議案第８号、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例

の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例整理に関する条例を次のように定める。

説明資料で説明したいと思うので、４ページをお開き願います。

改正の趣旨です。刑法等の一部改正により、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に単一化されることとなったことから、関係条例の記載を改めるものです。

改正の方法と改正が必要な条例についてです。法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定し、知内町議会の個人情報の保護に関する条例、知内町情報公開条例、知内町個人情報保護法施行条例、知内町行政不服審査会条例、知内町職員の給与に関する条例の５つの条例をまとめて一部改正するものです。

施工期日については、令和７年６月１日から施行。

経過措置として条例の施行前にした行為の処罰又は懲役、禁固、拘禁若しくは拘留の期間などは、従前の例によることとするものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

●　議案第９号　知内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第４、議案第９号、『知内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について』説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案２１０ページをお開き願います。

議案第９号、知内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

知内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を一部改正する条例を次のように定める。説明資料で説明したいと思いますので、５ページをお開き願います。

改正の趣旨です。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第５条第１項に規定する「地方公共団体情報システム標準化基本方針」及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項の規定に伴う改正において標準準拠システムの仕様を整理するにあたり、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携に「住登外者宛名番号管理機能」を含めることが示されたため、本町の関係条例を一部改正するものです。

簡単に説明しますと総合行政システムの標準化に伴い、住登外者住民登録が無いが事務処理にあたって記録しておく必要があるものの登録、管理を行う住登外者宛名番号管理機能が

共通機能として設けられ、この機能を扱う事務についてマイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があると示されたことから、所要の改正を行うものです。

改正の主な概要です。第４条個人番号の利用範囲について、別表第１で町長及び教育委員会が行う事務に住登外者宛名番号管理機能の事務を追加。

別表第２の子ども医療費助成等の事務で扱う特定個人情報に住登外者宛名情報を追加。

第５条、特定個人の情報の提供について、別表第３の要保護及び準要保護就学援助費交付規則のよる就学援助費の交付に関する事務で扱う特定個人情報に住登外者宛名情報を追加するものです。

施行期日については、公布の日からの施行です。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

●　議案第１０号　知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第５、議案第１０号、『知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について』説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案２１３ページをお開き願います。

議案第１０号、知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明したいと思いますので、６ページをお開き願います。

改正の趣旨です。「仕事と生活の両立支援の拡充」を目的とした育児介護休業法等の一部改正に伴い、地方公務員において超過勤務の免除の対象となるこの範囲の拡大や仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について、関係法令が令和７年４月１日に施行されることから、本条例を一部改正するものです。

改正の主な概要です。第８条の２に育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規定を追加。第８条の３に育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定を追加。第１９条の２に配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等に関する規定を追加。第１９条の３に勤務環境の整備に関する措置の規定を追加するものです。施行期日については、令和７年４月１日から施行。経過措置として小学校就学の始期に達するまでの子のある職員は、公布の日から当該子を養育するための時間外勤務制限の請求を行う事が出来ることとしております。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

●　議案第１１号　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第６、議案第１１号、『職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案の２１８ページをご覧願います。

議案第１１号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明したいと思いますので、７ページをお開き願います。

今回の改正の趣旨については、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするために、地方公務員の部分休業制度の拡充を目的として関係法令が一部改正された事に伴い、本条例を一部改正するものです。

改正の概要としては、第１７条部分休業の承認、第３項において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律の改正の伴い、条文の引用箇所を改めるものです。

最後に附則として、この条例は令和７年４月１日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

●　議案第１２号　知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第７、議案第１２号、『知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について』説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案の２１９ページをお開き願います。

議案第１２号、知内町職員の給与に関する条例の一部改正について。

知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明しますので、８ページをお開き願います。

今回の改正の理由ですが、令和６年度国家公務員の給与改定に関する人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の令和７年４月１日施行に伴い、関係条例を一部改正するものです。

続きまして改正の概要です。第１条は知内町職員の給与に関する条例の一部改正です。①の扶養手当の関係です。配偶者に係る扶養手当の段階的廃止と子に係る扶養手当の段階的引き上げをするものです。配偶者につきましては、現行の６，５００円を廃止し、附則で令和８年３月３１日までの間における経過措置として３，０００円と、子につきましては現行の１０，０００円を１３，０００円とし、附則で令和８年３月３１日までの間における経過措置として、１１，５００円とするものです。

②の管理職手当について、管理職手当の月額を本俸の１０％から１２％に引き上げるものです。尚、今回の引き上げにつきましては、渡島西部広域事務組合及び近隣町での引き上げ

の動向、また定額支給している近隣町との均衡を鑑み引き上げるものです。

次に管理職特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大すると共に支給額を引き上げるものです。平日深夜に係る対象時間帯の午前０時から午前５時までを午後１０時から翌日午前５時に改めるとともに、週休日等の管理職特別勤務手当について１回につき現行６，０００円を１２，０００円に改めるものです。これにより週休日等の管理職特別勤務手当が１２，０００円、深夜の管理職特別勤務手当が６，０００円となります。次のページです。

次に通勤手当について、交通機関等を利用した場合の支給限度額を月額５５，０００円から１５０，０００円に引き上げるものです。

次に地域手当について、月額を本俸の３％から４％に引き上げるものです。地域手当につきましては、条例第２１条の２で札幌市内に在勤する職員に支給すると定められております。国家公務員の方で札幌市が７級地３％から５級地４％に改められたことから、所要の改正をするものです。

次に定年前再任用短時間職員及び暫定再任用短時間職員に対し、住宅手当と寒冷地手当を新たに支給するものです。

次に給料表の改正です。３級から６級の初号の額を引き上げつつ、職務や職責を重視した俸級体系へ改定するものです。

次に第２条は、知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部改正です。

まず①の支給対象者の追加として、先程、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員での説明と同様に寒冷地手当を新たに支給するものです。

次に②の寒冷地手当の額の引き上げです。国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正。令和７年４月１日施行分により新たな気象データに基づく当町の地域区分が３級地から２級地へ変更になったことから寒冷地手当の額を世帯主である職員で扶養親族のある職員で２５，１００円を２６，０００円に、世帯主である職員でその他の世帯主である職員で１４，３００円を１４，５００円に、その他の職員で９，６００円を９，８００円にそれぞれ引き上げるものです。

施行期日です。施行期日は令和７年４月１日からの施行とします。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

●　議案第１３号　知内町中山間ふるさと・水と土保全基金設置、管理及び処分に関する条例の廃止について改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第８、議案第１３号、『知内町中山間ふるさと・水と土保全基金設置、管理及び処分に関する条例の廃止について』説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案２３２ページをお開き願います。

知内町中山間ふるさと・水と土保全基金設置、管理及び処分に関する条例の廃止について。

知内町中山間ふるさと水・土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

この知内町中山間ふるさと水・土保全基金の設置管理及び処分に関する条例については、中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動を推進するため、令和５年条例制定されたものですが、令和６年度予算において基金全額を繰入したこと、また今後に積立てる予定をしていないことから条例を廃止するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

●　議案第１４号　知内町国民健康保険税条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第９、議案第１４号、『知内町国民健康保険税条例の一部改正について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

議案２３３ページです。議案第１４号、知内町国民健康保険税条例の一部改正について。

知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましては、説明資料で説明しますので４３ページをご覧下さい。

条例改正の理由です。令和７年度税制改正の大綱において国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに国民健康保険税の軽減措置について５割軽減及び２割軽減の世帯対象にかかる所得判定基準が改正されたことに伴い、国民保険料についても同様の措置が講ぜられるため国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

改正の内容です。１点目は、国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を６５万円から６６万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を２４万円から２６万円にそれぞれ引き上げるものです。

２点目は、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得について、５割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を３０万５千円に、２割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を５６万円に引き上げるものです。

施行期日です。この条例は令和７年４月１日から施行します。

尚、議案２３３ページから２３４ページに新旧対象表を載せておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

●　議案第１５号　知内町民体育館条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１０、議案第１５号、『知内町民体育館条例の一部改正について』説明を求めます。

教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

議案２３５ページをお願いします。議案第１５号、知内町民体育館条例の一部改正について。知内町民体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例改正の目的ですが、旧湯ノ里小学校の体育館を一般町民の方が利用できるよう第２町民体育館として、条例に位置づけるものです。

因みに第１町民体育館は現在知内高校が使っている室内練習場であります。尚、施行期日は令和７年４月１日と致します。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

●　議案第１６号　知内町民体育館条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１１、議案第１６号、『知内町民グラウンド管理運営に関する条例の一部改正について』説明を求めます。

教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

２３６ページです。議案第１６号、知内町民グラウンド管理運営に関する条例の一部改正について。

知内町民グラウンド管理運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例改正につきましても、旧湯ノ里小学校のグラウンドを一般町民が利用できるよう第２町民グラウンドとして条例に位置付けるものです。

因みに第１町民グラウンドは旧中ノ川小学校のグラウンドになります。

尚、施行期日は令和７年４月１日とします。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

●　議案第１７号　知内町町内会館等の管理運営条例の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１２、議案第１７号、『知内町町内会館等の管理運営条例の一部改正について』説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案２３７ページをお開き願います。議案第１７号、知内町町内会館等管理運営条例の一部改正について。

知内町町内会館等管理運営条例の一部を改正する条例を次のように定める。

現在国道沿いにある湯ノ里町内会館については、町内会所有の建物のため本条例に記載はありませんが、令和６年度に旧湯ノ里小学校を新たな湯ノ里町内会館とする移転改修工事が

完了するため、今回の条例改正において、第２条別記に湯ノ里町内会館の名称及び位置を追加すると共に他の町内会館における住所の表記を改めるものです。

附則としまして、この条例は令和７年４月１日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

●　議案第１８号　知内町家庭的保育事業等の設備及び運営の関する基準を定める条例等の一部改正について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１３、議案第１８号、『知内町家庭的保育事業等の設備及び運営の関する基準を定める条例等の一部改正について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

議案２３８ページです。議案第１８号、知内町家庭的保育事業等の設備及び運営の関する基準を定める条例等の一部改正について。

知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましては、説明資料で説明しますので、４４ページをご覧下さい。

今回の条例案は改正内容がほぼ同一であります２つの条例について、次のように改正するものです。

第１条では家庭的保育事業等において、第２条では特定教育保育施設及び特定地域型保育事業において、保育所・幼稚園・又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目の内、保育の内容に関する支援については、連携施設以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするものです。代替保育等については、町長が代替保育にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とするものです。

また第１条の家庭的保育事業等におきましては、利用乳幼児に対する食事の提供について栄養士法の改正により栄養士の免許を取得しなくても管理栄養士となることが可能となったことにより、栄養士の配置等を求めている部分に管理栄養士を追加するものです。どちらの条例も経過措置期間を１０年から１５年へと５年間延長するものです。

施行期日です。この条例は、令和７年４月１日から施行します。尚、議案２３８ページから２４３ページに新旧対照表を載せておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

●　議案第１９号　知内町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１４、議案第１９号、『知内町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につ

いて』の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

議案２４４ページをお開き願います。議案第１９号、知内町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

知内町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

改正の内容を予算説明資料でご説明いたしますので、予算説明資料の９１ページをお開き願います。

知内町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

１、改正の理由です。当町の水道事業は、長年にわたり「知内町上水道」、「小谷石簡易水道」、「湯ノ里簡易水道」の３事業にて運営を行っておりましたが、今回１事業に統合をし、「知内町簡易水道事業」へ事業変更することによる一部条例を改正するものであります。

２、経過でございますが、令和５年度に「小谷石簡易水道事業」を「知内町上水道事業」へ譲受をし、令和６年度に「湯ノ里簡易水道事業」を廃止し、「知内町簡易水道事業」の１事業への変更となります。

今回の事業変更に伴いましては、事業変更後も水質基準などが低下することもなく今までと同様に美味しい水を町民の皆様に提供することができ、更には公営企業会計の事務業務の簡素化が図られ、今後更新をむかえる老朽化した施設や管路の更新事業費としての財源の拡充が見込まれます。

現在は事業変更手続きの予備審査を終了しており、今後北海道に本申請を行い、年度内の事業変更認可となり来年度、令和７年度より１事業として運用してまいります。

３、改正の内容でございますが、事業名称の変更、給水区域の変更、給水人口及び最大給水量の変更、条項の削除等による整理となっており、議案の方に詳しく新旧対照表を記載しておりますので、後程ご参照願います。

４、改正を行う条例に関しましては記載の通りです。

尚、施行期日は令和７年４月１日と致します。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

●　議案第２０号　知内町子ども・子育て支援事業計画の策定についての

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１５、議案第２０号、『知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について』の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

２４７ページになります。議案第２０号、知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について。

知内町子ども・子育て支援事業計画を策定したいので、地方自治法第９６条第２項及び知内町議会基本条例第８条の規定に基づき、議会の議決を求める。

この計画については、説明資料及び別冊で配布しております知内町子ども・子育て支援事業計画第３期で説明します。

説明資料の５６ページと計画素案の１ページをご覧下さい。

計画策定の趣旨と位置付けです。本計画は子ども・子育て支援法第６１条の規定に基づき、策定します。これまでの計画では、切れ目ない子ども・子育て支援を推進してきました。令和５年４月子ども基本法の施行、令和６年４月の児童福祉法の改正に伴う新事業を踏まえつつ、第３期計画を策定します。

計画素案の２ページ、計画の期間です。本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める５年間とし、令和７年度から令和１１年度とします。

計画素案の３ページ、計画の策定体制です。子ども・子育て支援法第７２条第１項に基づき、合議制の機関として「知内町子ども・子育て会議」を設置し、子育て世帯を対象にしたアンケート調査の結果や第２期計画の評価を基に、本計画策定にあたっての具体的な協議・検討を行っております。尚、アンケート調査結果については、素案３９ページを後程ご参照下さい。

知内町の子ども・子育て環境の現状等については、素案の４ページから１０ページを後程ご参照下さい。

第２章です。素案１１ページをご覧下さい。第３期計画の基本理念です。笑顔とあたたかさで輝く未来へ共に育つまち、しりうちとしまして、すべての子どもが笑顔の創出、みんなで支える、育つ育てるを基本理念とします。

素案１２ページは、施策の体系です。基本目標５つに対する施策の基本的方向性を掲げております。

第３章です。素案１３ページからはそれぞれの基本目標に対して現状と課題を整理し、重点施策と基本的方向性、内容について記載しております。

基本目標１、地域における子育ての支援について。

施策の基本的方向性は、保育・子育て支援サービスの充実、子育て家庭への経済的支援、地域の子育て支援のネットワークづくり、子どもの健全育成で、基本目標１に対する重点施策は認定こども園の受け入れ体制の強化、一時預かりサービスの充実についてを掲げております。

基本目標２です。子育て家庭の健康の確保および増進。

基本的方向性は、母子保健の充実と包括的な切れ目のない支援、食育の推進、小児医療の充実です。重点施策としては小児医療体制の充実を図っていきます。

基本目標３です。子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備。

基本的方向性は、家庭、地域、学校の連動した教育の充実、家庭や地域の教育力の向上、いじめ・不登校などへの取組で重点施策として、家庭や地域の教育力の向上を図っていきます。

基本目標４、安全で快適な生活環境の整備。

基本的方向性は、子どもの遊び場の充実、安全・安心なまちづくりの推進で、重点施策として子ども遊び場の環境整備、充実を図っていきます。

基本目標５、支援を必要とする子ども・若者や家庭の支援。

基本的方向性は、相談支援体制の強化、発達・療育への支援、障がい児施策の充実、ひとり親世帯の支援、児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援で、重点施策は、相談支援体制の

強化、切れ目のない支援の継続です。

第４章、素案２７ページをご覧下さい。子ども・子育て支援制度の概要教育、保育の提供体制、地域子ども子育て支援事業の提供体制について、確保対策とその考え方を記載しております。変更点は、３３ページの（８）子育て世代包括支援センターからこども家庭センターへ令和８年度の設置に向けて予定しております。

３４ページ（１２）では、アンケート結果を基に親子関係形成支援事業として教育委員会と連携しながら、親子関係の問題について取り組んで、講演会の実施などを実施していきたいと思っています。

３７ページには知内町のステージ別・分野別子育て支援策を記載しております。

第５章では素案３８ページになります。計画の実現にむけて今後も行政組織内の横断的な協力体制を取り、関係機関との連携を図ってまいりたいと思います。

また、子ども子育て会議を定期的に開催し、進捗状況の評価等を実施する予定でおります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

●　議案第２１号　令和７年度知内町一般会計予算について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１６、議案第２１号、『令和７年度知内町一般会計予算について』説明を求めます。

本件は初めに、令和７年度知内町一般会計予算の編成について、副町長から説明を求め、その後、歳出から款毎に順次、担当課長より説明を求めます。

次に歳入等の説明については、総務課長、この順で行います。

最初に令和７年度一般会計予算の編成について、副町長から説明を求めます。

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

それでは、令和７年度一般会計予算の編成についてご覧頂きたいと思います。

Ｉの予算編成の基本的な考え方であります。

国の「経済財政運営と改革の基本方針２０２４」では、デフレからの完全脱却を図るとともに、日本経済を成長型の新たなステージと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題であると位置づけ、これを実現するための集中的な取り組みの方向性が示されております。

当町の経済も、依然として厳しい状況にありますが、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種施策の実施により持ち直しを図る必要があります。

一方、当町の財政は、歳入では地方交付税等を増加で見込んでおりますが、歳出においては公共施設の維持管理経費の負担が増加するなど依然厳しい状況であります。

こうした状況の中、令和５年度策定の「知内町財政運営適正化計画」に基づき、一般事務経費の削減など、「知内町行財政改善計画」により培われた財務体質を維持し、持続可能な財政基盤の確立をめざしながらも、産業の発展や町民生活の安定を図ることを目的に予算を編成しました。

本年度の一般会計では地域経済の活性化を図るための各種産業振興施策の展開と教育費及び子育てに係る施策に要する財源を確保するため、基金の繰入は増加となっているものの、一般行政経費の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を意識した予算編成といたしました。

令和７年度予算を編成するにあたり歳出面では、普通建設事業につきましては、補助事業は３億６，４００万円、単独事業は４億７，５００万円を計上いたしました。内容については、長寿命化計画に基づくスポーツセンター長寿命化改修工事に３億７００万円、サンナス橋架替工事に２億円、スキー場連絡橋補修工事に５，０００万円など、主に公共施設の改修工事事業となっております。

今後も公共施設の改修等を計画的に実施する必要があることから、緊急性に配慮しつつ事業実施の優先度を判断し、普通建設事業費の平準化に努めた予算編成を行っていきます。

公債費につきましては、前年度当初比７，７００万円増の６億１，３００万円となっております。公債費についても「財政運営適正化計画」に基づき適正に管理してまいりたいと考えております。なお、令和７年度末の公債費残高は、前年度末比３００万円減の５０億７，８００万円となる見込みであります。

歳入面では、町税につきましては、町民税、法人町民税において増額が見込まれており、町税全体で前年度当初比７００万円増の７億１，８００万円となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税について地方財政計画を基本としつつ近年の実績等を勘案し、交付基準額を前年度予算額より８，４００万円増の２０億３，１００万円と試算し、普通交付税を１９億３，１００万円、特別交付税を１億円と試算しております。

基金繰入金につきましては、公共施設の改修事業等に公共施設等整備基金４，４００万円、教育費無償化事業、学校給食支援事業に教育振興基金７，７００万円を充当するなど各種基金の目的に沿った事業へ充当します。さらに財源不足に対応するため財政調整基金から１億９，８００万円を繰入れすることとしております。

以上、令和７年度予算編成の概要についてご説明いたしましたが、当初予算規模は前年度当初比６，１００万円減（マイナス１．１％）の５６億１千万円、これに補正予算による計上予定額８億９，３００万円見込んだ結果、年度間予算は６５億３００万円となっております。

尚、主な事業につきましては「令和７年度予定事業調」資料を参照願います。

Ⅱの令和７年度当初予算の概要であります。１の総額５６億１千万円，前年当初比６，１００万減のマイナスの１．１％です。

２.歳入の（１）町税であります。総額７億１，８００万円、前年当初比７００万円増のプラス０．９％です。町民税１億８，４００万円、うち個人町民税は１億５，２００万円、固定資産税は、４億８，２００万円。

地方交付税の総額２０億３，１００万円、前年当初比８，４００万円増のプラス４．３％であります。

（３）の国庫支出金総額で３億９，９００万円、前年当初比１億５，９００円増でプラス６６．２％であります。主な計上額は、デジタル基盤改革支援事業費９，３００万円から、子どものための教育・保育給付費国庫負担金までの記載となっております。

（４）の道支出金につきましては、総額４億８，７００万円、前年当初比６００万円減でマイナス１．３％です。主な計上額は、障害者介護給付・訓練費等給付費負担金３，７００万

円から北海道水産業振興構造改善事業道補助金３，８００万円まで記載のとおりでございます。

（５）の繰入金について、総額５億７，９００万円、前年当初比１億８００万円増でプラスの２３．１％であります。主な計上額は、財政調整基金繰入金１億９，８００万円から子ども・子育て基金繰入金３，９００万円まで記載のとおりでございます。

（６）の町債であります。総額は５億８，５００万円、前年当初比２億９，６００万円減で、マイナス３３．６％です。主な計上額は、教育施設整備事業債３億１，９００万円から過疎対策事業債（ソフト分）まで４，４００万円の記載のとおりでございます。

次に３の歳出であります。

（１）の人件費（給与・各種報酬等）であります。当初予算計上額は８億９，９００万円で、前年当初比５千万円の増でプラス５．９％であります。歳出のうち義務的な経費である人件費については、これまで同様適正な定員管理に配慮し、その増加の抑制に努めることを基本としてまいります。

なお、令和７年度においては欠員となっていた職員の補充や地域おこし協力隊の増員などを見込み人件費は増加しております。

（２）の一般行政経費であります。一般行政経費はこれまで経費全般にわたる節減、合理化に努力してまいりました。本年度予算編成にあたっては、義務的経費を除いた予算額について前年度よりも削減する目標を掲げ、旅費や一般事務費についてさらなる効率化、節減の余地がないかを点検して参りました。

物件費については、システム標準化対応業務委託料や各施設の光熱費の増加を見込み増額となっております。

今後は、さらに公共施設やインフラの更新に多大な財政負担となることが予想されることから、各公共施設の将来的な需用を的確に見極め、公共施設長寿命化計画により新たな時代を見据えた公共施設等のあり方を検討して参ります。

一部事務組合負担金を除いた補助費については、各種補助金等の必要性や公益性、投資効果を日常的に点検し、より効果的な執行に努めてまいります。

（ア）の物件費であります。当初予算計上額は１３億１，５００万円、前年当初比６，１００万円増のプラス４．９％であります。

（イ）維持補修費で、当初予算計上額７，４００万円、前年度当初比８００万円減でマイナス９．７％であります。

（ウ）の扶助費でありますが、当初予算計上額２億７千万円で、前年当初比２，７００万円増のプラス１１％であります。

（エ）の補助費でありますが、当初予算計上額は１０億５，６００万円、前年当初比２億４，５００万円増でプラスの３０．２％であります。

以下、款別予算計上の主な内容は、次のとおりであります。

２款の総務費、総額１０億３，３００万円、前年当初比９，０００万円減でマイナスの８．１％であります。主な計上事業費等につきましては、ふるさと創生補助事業で１億５千万円から、知内版地域公共交通運行事業２，４００万円まで記載のとおりであります。

３款の民生費、総額６億２，８００万円、前年当初比３，９００万円増でプラスの６．６％であります。主な計上事業費等につきましては、障害者介護給付・訓練給付事業に１億５，

０００万円、子ども医療費助成事業に１，３００万円まで記載のとおりであります。

４款の衛生費で、総額で２億５，１００万円、前年度当初比１，３００万円増でプラス５．７％であります。主な計上事業費等につきましては、清掃費（一部事務組合負担金、塵芥収集委託）に１億６，１００万円から知内診療所医療機器委託等事業に１，４００万円で記載のとおりであります。

６款の農林水産業費、総額４億５００万円、前年当初比５，８００万円増のプラス１６．７％でございます。主な計上事業費等につきましては、国営土地改良事業地元負担金償還事業３，１００万円から水産業振興構造改善事業８千万円まで記載のとおりであります。

尚、７ページに各会計別予算一覧表、令和７年度と６年度と増減額及び増減率を記載しておりますが、また交付税の比較も載せておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上で予算編成の説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎　議　　長（谷口康之）

予算編成の考え方について、副町長の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は、１０時４０分です。

（　休憩　午前１０時２３分　）

（　再開　午前１０時４０分　）

◎　議　　長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

先程、副町長から一般会計予算の編成についての説明を受けましたが、不足している部分がありますので、追加で副町長より説明をしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎　副 町 長（大野　樹）

大変失礼いたしました。６ページの説明漏れがありましたので、６ページをご覧下さい。

７款の商工費、総額７，５００万円、前年当初比１千万円減でマイナス１１．７％であります。主な計上事業費につきましては、商工会指導助成事業で８００万円、こもれび温泉設備管理事業に１，５００万円であります。

８款土木費、総額６億４，５００万円、前年度当初比１億５，２００万円増のプラス３０．９の％であります。主な計上事業費につきましては、下水道事業会計繰出金に１億２，６００万円から、サンナス橋架替工事事業２億円までの記載のとおりでございます。

９款消防費の総額は３億２，４００万円で、前年当初比３，０００万円の増のプラスの１０．２％であります。主な計上事業費につきましては、防災情報システム保守委託料７００万円から、渡島西部広域事務組合負担金２億９千万円まで記載のとおりでございます。

１０款教育費の総額は８億１，２００万円、前年当初比３億６，４００万円減でのマイナス３０.９％であります。主な計上事業費は、スポーツセンター長寿命化改修工事に３億７００万円から１人１台端末更新業務委託料９００万円まで記載のとおりでございます。

１２款の公債費であります。総額６億１，３００万円、前年当初比７，７００万円の増でプラスの１４．３％でございます。

１３款職員等給与費で総額７億７，５００万円、前年当初比３，５００万円増でプラス４．７％となってございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎　議　　長（谷口康之）

改めまして予算編成の考え方について、副町長の説明が終わりましたので、次に総務課長より説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

それでは、一般会計予算書の２ページをお開き願います。

議案第２１号、令和７年度知内町一般会計予算について。

令和７年度知内町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算です。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５６億１千万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為です。第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

地方債です。第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表 地方債」による。

一時借入金です。第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は５億円と定める。

歳出の方からご説明しますので、９９ページをお開き願います。

１款１項１目議会費に４，４５７万６千円を計上、前年度対比７７万３千円の減で、主な要因は、４節共済費で議員共済負担金の減、８節旅費で研修旅費の減によるものです。

次に１００ページから１０２ページです。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に２億７７０万２千円を計上、前年度対比７，４０４万３千円の増です。１２節委託料では昨年に引き続き、「総合行政システム標準化対応業務委託料」と新たに「基幹系システム機器更新業務委託料」を計上、１３節使用料及び賃借料で新たに「ガバメントクラウド利用料」の計上が主なものです。

説明資料でご説明しますので、１０ページをお開き願います。

総合行政システム標準化対応事業についてご説明します。

１の目的です。国の「自治体ＤＸ推進計画」において、基幹システムに係る「住民基本台帳」や「戸籍」、「税」などの２０業務について、令和７年度までに標準仕様書に準拠したシステムへの移行が必要となったことから、その移行作業を令和８年３月まで実施するものです。

２の年度毎の実施内容です。令和６年度までにデータクレンジング作業が終了、令和７年度はデータ抽出・移行から操作研修までを実施する内容となっています。

次に１１ページです。３の事業費、４の財源内訳については資料記載の通りです。

次に１２ページです。基幹系システム機器更新業務についてご説明します。

１の目的です。税務会計課、生活福祉課等で使用しているマイナンバー利用系ネットワークのパソコン等について対応年数経過のため機器更新するものです。当初、先程説明した総合行政システム標準化への移行後の移行完了後の令和８年度の予算計上を考えておりましたが、Ｗｉｎｄｏｗｓ１０のサポートが令和７年１０月１４日終了すること。

標準化の移行スケジュール・移行計画・スケジュールが見直され、令和７年度末の移行完了となったこと及び標準化への移行作業と併せて更新作業を実施することにより、設定作業

の重複を抑えることが出来る等の理由のため令和７年度に実施するものです。
２の実施内容ですが、パソコン等の機器更新、セットアップ作業、旧機器の廃棄等の内容となっています。
３の事業費、４の財源内訳については資料記載の通りです。
予算書に戻っていただき１０３ページをお開き願います。
２目会計管理費に２３３万８千円を計上、前年度対比４５万１千円の増で、主な要因は、１１節役務費で、振込手数料引き上げに伴う口座振替手数料の増によるものです。
次に１０４ページから１０５ページです。３目財産管理費に４，１７２万６千円を計上、前年度対比１億６，２４６万８千円の減で、１２節委託料と１４節工事請負費で、湯ノ里町内会館移転改修事業費の減が主な内容です。
また１３節使用料及び賃借料に新たに電話機リース業と防犯カメラリース料を計上していますが、説明資料で説明しますので説明資料１３ページをお開き願います。ビジネスフォン更新事業についてご説明します。
１の目的です。現在庁舎で使用している電話機器類は、平成２７年度に導入し令和７年３月末で１０年の経過となります。現行機器の部品の保有期限が終了し、今後故障が発生した場合に修理や復旧などの対応ができなくなる可能性があるため、新しい機種により電話環境を更新するものです。
２の実施内容ですが、電話機等の交換、多機能電話機の追加、旧設備等の撤去などの内容となっております。
３の事業費、４の財源内訳については資料記載の通りです。
次に１４ページです。安全安心防犯カメラ導入事業についてご説明します。
１の目的です。犯罪の未然防止や犯罪発生時の迅速な対応による安心で安全なまちづくりのため公共施設等に防犯カメラを設置するものです。
２の事業内容です。（１）の防犯カメラの主な規格は資料記載の通りです。（２）の設置予定箇所は国道等の主要な道路、通学路公共施設から選定することとし、令和７年についてはきらく地区消防署角の交差点を検討しています。
（３）の導入方式はリース契約としています。
３の事業費、４の財源内訳については資料記載の通りです。
予算書に戻っていただきまして、１０５ページをお開き願います。
１４節工事請負費に庁舎空調設備設置工事と、移住促進住宅外壁塗装工事、庁舎正面アプローチ床修繕工事、庁舎鋼製建具更新工事を計上していますが、詳細つきましてはそれぞれ予定事業調べの１ページのナンバー３、８ページのナンバー１０９、１０ページのナンバー１３９、１４０について後程ご参照願います。
次に１０６ページです。４目財政調整基金費に１億８，９９６万３千円を計上、前年度対比３，５５７万５千円の減で、主な要因は２４節積立金で、ふるさと納税寄付金の減と見込んだことにより、ふるさと創生事業基金積立金と子ども子育て基金積立金が減となっています。
次に１０７ページです。５目公平委員会費に９千円を計上、前年度同額です。
次に１０８ページです。６目企画総務費に１億５，０８５万２千円を計上、前年度対比１億２，０２５万円の増で、主な要因は、１８節負担金補助及び交付金で、知内町ふるさと創

生事業補助金の増によるものです。

尚、ふるさと創生事業補助金を財源として、令和７年度知内・今別友好町締結３５周年記念事業を予定しています。説明資料でご説明しますので、説明資料の１５ページをお開き願います。

知内・今別友好町締結３５周年記念事業についてご説明します。

１の目的です。平成２年８月８日本町と青森県今別町が友好町に締結してから、本年で３５周年を迎えることから、両町民が一層の友好の絆を深め、両町の更なる発展の願いを込め、記念事業を開催するものです。因みに近年の実施状況は資料記載の通りです。

２の実施内容です。記念式典、記念講演、記念交流会の３事業での構成を予定しております。

３の事業費、４の財源内訳については資料記載の通りです。

予算書に戻って頂き１０９ページをお開き願います。

７目広報費に４４１万１千円を計上。前年度対比９３万２千円の減で、主な要因は、１２節委託料で、広報誌外部検証委託料が減となったことによるものです。

次に１１０ページです。８目交通安全対策費に２８７万８千円を計上、前年度対比９２万２千円の増で、主な要因は、１８節負担金補助及び交付金で知内町交通安全運動推進委員会補助金が増となったことによるものです。

次に１１１ページです。９目環境対策費に１，５０８万２千円を計上、前年度対比６，２４７万円の減で、主な要因は、１２節委託料と１４節工事請負費で、ソーラーカーポート等導入事業費が減、１７節備品購入費でＥＶ車・ＰＨＥＶ車購入費が減、また１８節負担金補助及び交付金でしりうちゼロカーボン推進事業が減となったことによるものです。

次に１１２ページです。１０目地域会館管理費に１，３６７万９千円を計上、前年度対比２５９万１千円の増で、１７節備品購入費で町内会館備品購入費として、湯ノ里町内会館備品購入分の増が主なものとなっています。

尚、詳細につきましては予定事業調１ページのナンバー７、８を後程ご参照願います。

１１３ページから１１５ページです。１１目自治振興費に３億３，２４８万６千円を計上、前年度対比４，６８９万７千円の減で、主な要因は、ふるさと納税にかかる謝礼品購入費や送料の減によるものです。

また、まちづくり総合計画関連経費と知内町地上デジタル放送難視聴地域支援事業補助金を新たに計上しております。

次に１１６ページです。１２目職員厚生管理費に２７１万６千円を計上、前年度対比３万５千円の増で、主な要因は１８節負担金補助及び交付金で、職員総合検診料の増によるものです。

次に１１７ページです。１３目マイクロバス運営費に３０３万円を計上、前年度対比４２万８千円の増で、主な要因は、福祉バス車検整備費の増によるものです。

次に１１８ページです。１４目諸費に２００万円を計上、前年度同額です。

次に１１９ページです。１５目地域創生推進費に１，９７９万１千円を計上、前年度対比１，２４６万９千円の増で、主な要因は、しりうち関係人口構築事業関連経費の増と知内町役場オープンカンパニーモデル事業、しりうち魅力発信事業を新たに計上したことによるものです。

次に１２０ページです。１６目新型コロナウイルス感染症対策費で今年度の計上はありません。

次に１２１ページです。２項徴税費、１目税務総務費に８３万３千円を計上、前年度同額です。

次に１２２ページです。２目賦課徴収費に１，４８３万７千円を計上、前年度対比６万６千円の減で、主な要因は、１２節委託料で昨年度計上の軽自動車税及び個人住民税システム改修業務委託料が減となったことによるものです。

次に１２３ページです。３項１目戸籍住民登録費に１，３８５万１千円を計上、前年度対比４２６万９千円の減で、主な要因は１２節委託料で、昨年度計上の住基ネットシステム共同利用機器更新委託料と戸籍更新事業委託料が減となったことによるものです。

次に１２４ページです。４項選挙費、１目選挙管理委員会費に１１４万４千円を計上、前年度対比６千円の増で前年度と大きく変わるところはございません。

次に１２５ページから１２６ページです。７目参議院議員通常選挙費に８２１万６千円を計上、本年７月に予定されている選挙費用の計上です。

次に１２７ページです。５項統計調査費、１目人口農林商工教育統計調査費に３９７万円を計上、前年度対比２７４万円の増で、主な要因は、１節報酬から１３節使用料及び賃借料まで５年毎の実施される国勢調査関連経費の増によるものです。

次に１２８ページです。６項１目監査委員費に１４９万９千円を計上、前年度対比２７万４千円の増で、主な要因として８節旅費で研修旅費の増によるものです。

ページ跳びまして１８１ページをお開き願います。９款１項１目消防費に３億３０１万１千円を計上、前年度対比２，３６４万５千円の増で、主な要因は１８節負担金補助及び交付金の渡島西部広域事務組合負担金で、昨年度計上の消防広報車更新事業が減となったものの、新たに高規格救急車更新事業の計上で差し引きにより増となっております。

また、１２節委託料では昨年度計上の知内消防署庁舎整備基本設計業務委託料等が減となっていますが、新たに消防救急デジタル無線更新委託料として、新庁舎建替えに伴う更新のため実施設計委託料を計上しています。

尚、消防救急デジタル無線更新事業については予定事業調１２ページのナンバー１８１、高規格救急車更新事業についてはナンバー１８２を後程ご参照願います。

また知内消防署庁舎改築の実施設計業務関連予算については、４月以降に予算計上を予定している旨申し添えます。

次に１８２ページから１８３ページです。

２目災害対策費に２，０６３万５千円を計上、前年度対比６３７万２千円の増で主な要因は１０節需用費と１７節備品購入費で、知内町防災備蓄品調達計画に基づく防災備蓄品の購入費と１２節委託料に新たに小谷石地区空洞調査委託料を計上したことによるものです。

説明資料でご説明しますので、１６ページをお開き願います。

小谷石地区空洞調査業務（地中レーダー探査）についてご説明します。

１の趣旨・目的です。昭和４８年小谷石豪雨災害後に造成された埋立地について、地下に空洞や緩みが露呈していることから、地中レーダー探査により状況の把握を試みるものです。

この場所につきましては、災害後の土地の造成がなされたもので、昭和５０年１１月１５

日に大蔵省から町に売買されております。その後分筆の後、昭和５１年から昭和５２年にかけて地域住民に対して売買している経過があります。売買から約５０年が経過しておりますがこの間用地が陥没する事案が度々発生しており、町へも報告があったものです。例として右下の写真の通り住宅倉庫の横に陥没跡があり、現在は修復されております。

本事業の実施のより、調査位置図の箇所で地中レーダー調査を行い、まずは状況の把握を試みるものです。

２の事業概要、３の予算科目・予算額は資料記載の通りです。

次に１７ページから１８ページです。知内町防災備蓄品調達計画についてご説明します。

１の目的です。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波被害の想定に対応すべく、これまでの水や毛布等の整備を進めてきましたが、発災後は町外からの本格的支援が開始されるまでに時間を要することから、指定避難所等へ避難した被災者の生命にかかる食料や衛生用品の備蓄に重点を置いた調達計画を進めて行くこととしております。

２の事業概要です。道の被害想定によると、当町の避難者総数は１，５００人、うち指定避難所等への避難者数は１，０００人と想定されております。また町外からの支援物資の到着は発災後４日目以降になることが見込まれるため、避難者３日分の食料等は確保する必要があります。

（１）です。３日分のうち１日分は家庭や事業所等の備蓄の持出し、被災を免れた住民・事業所等からの提供物資等による対応可能分として、（２）町として、指定避難所等への避難者２日分の備蓄を目標とします。実際には令和７年度は、１日分の食料と半日分の衛生用品を調達。令和８年度以降も目標の２日分の備蓄に向けて調達を進めて参ります。

（５）として備蓄量の目標は内閣府ガイドラインを基本とし、他の市町の備蓄計画を参考としております。

３の配布・保管（備蓄）等です。保管場所は指定避難所及び旧湯ノ里小学校等の大型の指定避難所、役場庁舎、防災倉庫、町内会館等としています。

（２）保存期限の満了が近づいた食料については、期限の１年前から防災訓練時等で支消を配布し、保存期間を満了した飲料水は、洗浄、洗顔、手洗い等、飲料以外の用途に活用、また乳児用ミルクについては、保存期限の概ね１年前から認定こども園等への寄付を考えております。

４の災害備蓄品数量・調達計画です。食料については主食としてフリーズドライ米、レトルトおかゆ、長期保存パンを調達、副食としてスープ・味噌汁、他に飲料水、乳幼児液体ミルクを調達、衛生用品として簡易トイレ、大人用、乳幼児用の紙おむつ、女性用品、歯ブラシを調達します。採暖用品については災害用毛布に加え、避難所マットを調達します。

５の事業費・財源内訳は資料記載の通りです。

予算書に戻って頂きまして、２１１ページをお開き願います。

１２款１項公債費、１目元金に５億８，７６０万４千円を計上。前年度対比６，９３３万６千円の増で主な要因は過疎対策事業債の償還元金の増によるものです。

次に２１２ページです。２目利子に２，５６５万円を計上。前年度対比７３５万５千円の増で、主な要因は償還利子、過疎対事業債償還利子の増によるものです。

次に２１３ページから２１４ページです。１３款１項１目職員等給与費に７億７，５４１万１千円を計上、前年度対比３，５１４万７千円の増で、主な要因は、２節給料及び３節職

員手当で、令和６年度人事院勧告に伴う職員給料及び期末手当、勤勉手当等の増によるものです。

なお、予算書の２１６ページから２２０ページに、人件費の内訳や増減の内訳を記載していますので、後程ご参照願います。

次に２１５ページです。１４款１項１目予備費に３００万円を計上、前年度同額の計上です。

以上で総務課関係の歳出の説明を終わりますが、政策調整課長から予定事業の関係についてご説明します。

◎　議　　長（谷口康之）

続いて、政策調整課長。

◎政策調整課長（三原知明）

２款総務費の関係で、制度改正する事業や新規事業についてご説明致します。

予算説明資料の２４ページをご覧下さい。

知内町ふるさと創生事業は、現在１７メニューで補助事業を実施しておりますが、地域の状況やニーズに柔軟に対応するため１部事業の内容を変更致します。

１点目のしりうち暮らし促進事業では、公務員のなり手不足の現状や建築価格高騰の状況を踏まえ、公務員除害規定を廃止。２点目、社宅整備支援事業は当該年度１社１棟の要件を１社２棟に緩和。３点目、企業求人募集等支援事業は補助割合を2/3以内に拡充。４点目、新規開業支援事業は、補助対象者に第三者は継承する個人等を追加。５点目、ふるさと納税返礼品に係る事業所施設・設備新設等支援事業は補助対象者に自社が生産や製造を行う商品を他社へ供給することによって、本町のふるさと納税に中長期的に大きく寄与することが期待される施設整備を行う事業者を追加するものです。

事業費は、継続事業も含めて合計１億５千万円でありますが、対前年の予算額３千万円から大幅に増加、増額している理由としましては、先程５点目としてご説明しましたふるさと納税返礼品に係る事業所施設・設備新設等支援事業に関し、複数の企業から制度の活用についての事前相談を受けていることを踏まえ、当初予算に計上するものです。

尚、財源はふるさと創生基金及び企業版ふるさと納税となります。

次に２５ページ、しりうちゼロカーボン推進事業は、現在８メニューで補助事業を実施しておりますが、対象機種等の拡充を行います。これまでエコキュートについては購入時の支援としていましたが、新たにリースによる導入も対象とするほか、給湯機器のみを対象としていた高効率設備機器転換支援については、新たにヒートポンプ式暖房機器も対象と致します。

財源と致しましては、継続事業も含めて合計１千万円、財源はふるさと創生基金及び道の補助金となります。

次に３１ページです。地上デジタル放送難視聴地域支援事業は、令和６年度に実施した老朽化調査の結果を踏まえた機器の更新や支障木の伐採費用を計上すると共に、新規加入住宅への引き込み費用等を各共聴組合へ補助致します。事業費と致しましては、４３０万円です。

次に３３ページ、まちづくり総合計画等策定事業は令和８年度を始期とします第７次まちづくり総合計画の策定にあわせ、専門的知見や助言を取り入れるため、外部へ業務委託を行うものです。事業費は、計１，６００万円です。

次に３５ページ、知内町役場オープンカンパニーモデル事業は、近年の就職事情が売り手市場であることを踏まえまして、現役の学生に知内町役場の魅力や職場環境を体感してもらい、将来的な関係人口や学生のキャリア形成に繋げていただく事業で、イメージとしては企業説明会のような内容となります。事業費としましては、広告料等で３０万円です。

次に３６ページ、しりうち魅力発信事業は多様な情報媒体を用いて、本町の魅力や地場産品、地域資源などを町内外の幅広い層に向けて情報発信を行い、町の認知度の向上と地域活性化を図る事業です。事業費としましては、広告料や情報発信委託料で１千万円、財源は市町村振興協会の助成金とふるさと創生基金となります。

以上で政策調整課関係を終わります。よろしくお願いいたします。

◎　議　　長（谷口康之）

続いて、生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

続きまして、生活福祉課関係の予算についてご説明致します。予算書の１２９ページをご覧下さい。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費に３，８４８万８千円を計上、前年度対比７２万２千円の減で、主な要因は、２７節繰出金において国民健康保険特別会計繰出金の増によるものです。

次に１３０ページです。２目国民年金費に１７万５千円の計上、前年度対比４万２千円の増で内容は大きく変わっておりません。

１３１ページから１３２ページです。３目老人福祉費に１億７，０９３万９千円の計上、前年度対比６４４万８千円の減で、主な要因いたは１２節委託料において、除雪サービス事業の委託料を対象者１人につき、月当たりの謝礼を７千円かから１万円に増額したほか、１８節負担金補助及び交付金において前年度計上していた社会福祉施設整備事業補助金の減によるもの。及び後期高齢者医療広域連合負担金の減によるもの。２７節繰出金において後期高齢者医療特別会計への繰出金の減によるものです。

次に１３３ページから１３４ページです。４目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に２億８３０万２千円を計上、前年度対比１，４８８万８千円の増で、主な要因は１３節使用料及び賃借料で総合行政システム利用料の増によるものの他、１８節負担金補助及び交付金において７年度新たに知内町補聴器購入費助成金８０万円を計上したことによるものです。また１９節扶助費で障害者自立支援医療及び障害者介護給付費、訓練等給付費において実績見込みに基づいた増額をしております。

知内町補聴器購入費助成事業について説明資料で説明しますので、４５ページをご覧下さい。この事業は身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴以上の方に対し、社会参加の促進、認知症予防の観点から地域や家族とのコミュニケーションの向上に資することを目的に助成するものです。

助成額は、補聴器購入費の３分の２以内で片耳につき８万円以内を限度とします。事業費は１０台分の助成を予定し、８０万円で財源内訳は地域福祉基金としております。

予算書に戻って頂きまして、１３５ページです。

５目介護保険費に９，３０４万１千円を計上、前年度対比１８９万８千円の増で、主な要因は１２節委託料で介護用品支給事業委託料を実績に基づいて増額、また２７節繰出金において介護保険特別会計への繰出金の減によるものです。

次に１３６ページです。６目福祉サービス等担い手対策事業費に３５万３千円を計上。

令和６年度より福祉サービス等担い手対策事業を実施し、令和７年度は人材確保対策や人材育成に取組むための事業費として、新たに計上しております。

次に１３７ページです。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費に２，１２０万６千円の計上、前年度対比１６６万３千円の増で、主な要因は、１３節使用料及び賃借料で総合行政システム利用料の増の他、１９節扶助費において、養育医療費を実績に基づいて増額したことによるものです。

次に１３８ページです。２目児童措置費に１億５，７８５万２千円の計上、前年度対比２，８０３万３千円の増で、主な要因は、１２節委託料で保育料の公定価格改定に伴う増の他、１９節扶助費で令和６年１０月児童手当の対象及び額の拡充に対応するものです。

次に１３９ページです。３目認定こども園費に４４万円計上、前年度対比１０６万円の増で主な要因は、認定こども園の有害鳥獣被害防止対策事業費の減によるものです。

次に１４０ページです。３項１目災害救助費に３０万円を計上、前年度と同額となっております。

次に１４１ページです。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費に２８１万９千円を計上、前年度対比１万円の減で内容は大きく変わっておりません。

次に１４２ページから１４３ページです。２目予防費に３，１００万１千円を計上、前年度対比３３６万５千円の増で、主な要因は、１０節需用費で新規事業として北電と連携したオンライン診療と検証事業に対応した事業費１５万円を計上した他、２節委託料で帯状疱疹予防接種委託料を前年度実績に基づいて増額、成人歯科健診の対象者拡充により４８万３千円を計上、新たにすい臓がん検診委託料として、６７万４千円を計上したことによるものです。

新規事業について説明資料で説明しますので、４６ページをご覧下さい。

ほくでんと連携したオンライン診療等検証事業についてご説明します。

資料の訂正をお願いします。３事業内容、対象で７５歳以上となっておりますが、６５歳に訂正をお願いします。申し訳ございません。

それでは、事業の概要について説明します。目的です。デジタル社会に向けた地域医療体制の充実を目指すために、北海道電力と共同で子育て中の保護者及び６５歳以上の町民を対象に「ほくでんヘルスケア」アプリの利用を通した検証を行い、今後の医療施策へ反映することを目的とします。

「ほくでんヘルスケア」アプリはデジタル歩数計、オンライン診療、健康相談チャットの機能を有し、アプリの利用料は月額５５０円となっておりますが、検証事業への参加協力頂いた対価として知内商工会商品券４千円分を付与します。事業費は商工会商品券の町負担分の1/2で１５万円としております。

また、すい臓がん検診事業については、説明資料４８ページを後程ご参照願います。

予算書に戻って頂きまして、１４４ページです。

３目環境衛生費に６９６万１千円を計上、前年度対比で２３７万３千円の減で、主な要因は１４節工事請負費及び１５節原材料費において中ノ川墓地舗装工事等の事業が完了したことによるものです。

次に１４５ページです。４目診療所費に６６４万７千円を計上、前年度対比１８０万６千

円の増で、主な要因は１節報酬で診療事務員を７年度より新たに採用するため８５万円を計上する他、１０節需用費で薬品購入費を実績に基づいて計上したことによるものです。

次に１４６ページです。５目保健医療総合センター管理費に２，４６６万５千円を計上、前年度対比１５１万４千円の減で、主な要因は１２節委託料及び１３節使用料及び賃借料において知内診療所機器が年度途中で５年経過することにより、保守料及び利用料が減額されることによるものです。

次に１４７ページです。２項１目清掃費に１億７，５１２万２千円を計上、前年度対比１，２２０万１千円の増で、主な要因は１０節需用費でゴミ分別大辞典の更新による印刷費の増の他、１２節委託料で塵芥収集委託料及び海岸漂着物等回収処分委託料の増、１８節負担金補助及び交付金において渡島西部広域事務組合負担金の増によるものです。

以上で生活福祉課関係を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

続いて、商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

続きまして、商工林業振興課関係の予算を説明させて頂きます。

１４９ページをご覧下さい。

５款１項１目労働費に１７万円を計上、前年度対比で３千円の増です。内容は大きく変わっておりません。

次に１５７ページです。６款農林水産業費、２項林業費１目林業総務費に６３４万円を計上、前年度対比８万２千円の増で内容は大きく変わっておりません。

次に１５８ページ。２目林業振興費に４，５０３万３千円を計上、前年度対比７８３万５千円の増です。主な要因は新規事業として森林由来クレジット創出支援事業として町有林や一般民有林での適正な森林整備により、森林が吸収するＣＯ２の量をクレジット化し、売却することで得た利益を将来的に持続可能な森林整備や管理費用に充てる仕組みづくりを森林組合と連携しながら進めてまいります。

事業費としては、先進的取り組みを行っている自治体への視察費用として、８節旅費に相当分を計上しております。

事業の内容については、予定事業調事業ナンバー９３を後程ご参照下さい。

１８節負担金補助及び交付金においては、森林整備推進事業補助金として、植栽等の予定実施箇所増加に伴う２７６万円の増。

２４節積立金として森林環境贈与税の配分枠の増加に基金積立金１５１万６千円の増、また木質資源貯蔵施設のチッパー機や公共施設の木質バイオスボイラーの更新等、今後は多額の費用が必要とされることから、森林環境贈与税の一部を毎年一定額積立てし、備えるために基金積立に５００万円を計上したことによる増です。

尚、森林整備推進事業の補助金についての事業概要予算内訳については、予算説明資料７０ページを後程ご覧下さい。

次に１５９ページです。３目造林事業費に３，２３３万４千円を計上、前年度対比２，０１９万円の減額です。新規事業として、ナラ枯れ被害木処理事業として令和５年度より北海道において道南地区を中心に近隣町村でナラ枯れ被害が初めて確認されております。令和６年度において当町にも被害が確認されており、被害の拡大防止のためナラ枯れの発生木の処

理、駆除費として１２節委託料に９０万５千円を計上しております。事業概要、予算内訳については予算説明資料７５ページを後程ご覧下さい。

また、昨年当初計上していた林道専用道ケーラの沢線設計委託並びに林道橋梁点検事業委託が終了したことにより、減額となっております。

次に１６０ページです。４目水源林造成事業費に７万９千円を計上し、前年度対比９千円の減です。内容は大きく変わっておりません。

次に１６１ページです。５目治山事業費に１１万６千円を計上、前年度と同額となっております。

次に商工関係費です。議案１６７ページをご覧下さい。７款１項商工費、１目商工総務費に３７０万円を計上、前年度対比１０万９千円の増で、商工観光係所管の公用車の車検整備に伴う増となっております。

次に１６８ページ、２目商工振興費に２，１１７万９千円を計上、前年度対比１，３７０万８千円の減で主な要因は、昨年度１４節工事請負費で実施しましたかき小屋外部改修工事が完了したことにより、減額となっております。

次に１６９ページ、３目観光費に５８３万４千円を計上、前年度対比７万４千円の減で内容は大きく変わっておりません。

次に１７０ページ、４目公園管理費に２９２万２千円を計上、前年度同額となっております。次に１７１ページ、５目物産管理費に１，６６４万３千円を計上、前年度対比７６万円の増で内容については大きく変わっておりません。

次に１７２ページ、６目健康保養センター管理費に２，８４７万７千円を計上、前年度対比３５９万７千円の増です。内容としましては、１２節委託料に令和７年度より５ヶ年の新たな健康保養センターの指定管理の中で、電気料等の不足する一部として指定管理料となる１，５００万円を新たに計上しております。

また、昨年実施した１４節工事請負費で浴槽・タイル補修工事の３５０万円、１８節負担金及び交付金で隔年実施している源泉ポンプの保守点検料８１５万２千円が完納したことによる減額分の差額で増額となっております。

以上で、商工林業振興課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

続いて、農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

農業水産振興課関係の予算について、ご説明致します。

議案のですね、１５０ページ目をご覧下さい。６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費の５７３万円を計上、前年度対比１万６千円の増で内容としては大きく変わっておりません。

次に議案の１５１ページ目をご覧下さい。２目農業総務費に５０万２千円を計上、前年度対比１千円の増で内容は大きく変わっておりません。

次に１５２ページ目をご覧下さい。３目農業振興費に１億９，２８０万９千円を計上、前年度対比１，１４７万１千円の増で、主な要因は１２節委託料に情報通信環境整備計画策定業務委託料、こちらにつきましては、令和６年度も実施しておりますが、こちらについては３，８７４万２千円で前年度より２６０万円増、１８節負担金補助及び交付金に新規就農者

育成総合対策（経営開始資金）に３００万円を計上、前年度より１５０万円増。新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金に５００万円を新たに計上したことによるものです。

これら事業内容については、説明資料でご説明致しますので予算説明資料ナンバー５、５８ページ目をまずご覧下さい。説明資料の内容を説明させて頂きます。まず新規就農者育成総合対策（経営開始資金）について説明致します。これは従前より国の施策で行っておりますが、新規就農される方に経営が安定するまで国が３年間定額で交付する内容となっております。今回の対象者のつきましては、令和５年４月から経営を開始した者が１名、令和７年の２月１日から経営を開始した者が１名、計２名が対象者でございます。支援額は月額１２万５千円で年間１５０万円の支援となります。事業費財源内訳については記載の通りとなっております。

続いて５９ページ目をご覧下さい。情報通信環境整備計画策定事業についてご説明致します。この事業は令和６年度から実施しておりますスマート農業の促進を図ることを目的として事業を実施するものであります。事業内容については計画策定事業を令和６年度、令和７年度の２ヶ年で国費の補助により実施する予定であります。この取り組みの内容でございますが、利用者のニーズ等の調査、ワークショップ、無線基地局の試験設置による電波通信状況等を実施、整備計画を策定するものとなっております。

計画策定後でございますが、３年以内に補助事業を活用し、無線基地局の整備やスマート農業の設備を整備する予定ということで内容を検討していく予定となっております。

試行調査の内容については、こちらの説明資料の４番に各事業内容の項目を６項目載せております。それでこちら（１）の自動給水栓の試験設置から６０ページ目になりますが、施設栽培の環境センシング、気象観測装置の設置、或いは農業用排水路の遠隔監視といったものやＲＴＫ基地局、こちらについては、仮設置を行いまして電波の通信状況等調査する内容となっております。

（６）に河川への監視調査ということで、こちら書いておりますがこちらは令和６年度の当初ではちょっと予定しておりませんでしたが、令和７年度予算に対してこちら追加調査項目として、今現在要望中の事業内容となっております。内容としましては、重内頭首工付近は光ケーブルのエリア外や或いは携帯電波に電波が悪い不感地帯でございまして、そちらにおいて監視カメラを試験的に設置し、電波の受信環境の調査を行う内容となっております。

あと今後の予定事業なり全体事業への内訳については、こちら５番に書いてあります記載の通りとなっておりますので、後程ご確認下さい。

続いて資料の６２ページ目をご覧下さい。新規就農者確保緊急円滑化対策事業の内容についてご説明致します。事業の概要でございますが、新規就農される方に農業用機械・施設等の修繕による有効活用や或いは機械・施設等の導入経費を一部支援する制度となっております。ここ数年町内においても新規就農を志し、研修をされる方や新たに経営を開始する方が増加している中で、親元就農を含めた新規就農者のスムーズな経営継承・発展に向けた取り組みに支援するものとなっております。

こちら２番目支援内容でございますが、対象者につきましては現在地域おこし協力隊で活躍されている方で令和８年２月から経営継承により新規就農を予定しているものが１名おります。助成対象についてでございますが、こちらアとイという事で項目を載せております。アについては、先程申し上げました通り、農業用機械・施設の修繕、施設等に対する支援ま

たイについては機械施設の導入に対すると言ったメニューを載せております。今回予定しているのは、イの機械・施設等の導入をですね、予定しているという内容でございます。

また続いて支援額、これは国の制度の支援の内容を書いております。アとしましては支援額が補助対象事業の上限額６００万円、またイについては、補助対象事業費上限５００万円となっておりますが、今回想定しているのはこの先程申し上げました通り、機械・施設の導入に対する活用ということで、補助上限額５００万円をですね、想定しているといった状況でございます。

続いてうちの町の独自支援としまして、こちら書いてあります通り上記イについて、５００万円を超えた部分のうち自己負担相当分に対して１５０万円の範囲内でうちの単独補助事業として、補助上限を設けて支援する予定となっております。

財源内訳については、記載の通りとなっておりますので、後程ご確認願います。

予算書に戻りまして、次に１５４ページ目をご覧下さい。５目畜産振興費に４万円を計上、前年度対比１万８千円の減で内容は大きく変わっておりません。

続いて予算書１５５ページ目をご覧下さい。６目農村活性化センター・公園管理費に１８０万９千円を計上、前年度対比１，０４９万９千円の減で、これは昨年２４節工事請負費で農村活性化センターの屋根改修工事が完了したことによるものでございます。

次に１５６ページ目をご覧下さい。７目知内ダム管理費に２，０９４万８千円を計上、前年度対比５３７万７千円の増で、主な要因は令和７年度は３年に１度堆砂量調査を実施する必要があることから、１２節委託料に３２２万円を計上、あとですね、知内ダム運転操作管理業務委託料に６９７万円を計上し、前年度よりも１１１万程増となっていることが主な要因でございます。

次に予算書飛びまして１６２ページ目をご覧下さい。３項水産業費、１目水産業総務費に３５０万３千円を計上、前年度対比３４万６千円の減で、こちらの主な要因につきましては１８節負担金補助及び交付金で漁場協会負担金が３３万１千円程減額となっていることが主な要因でございます。

次に１６３ページ目をご覧下さい。２目水産振興費に１億８７０万円を計上、前年度対比６，３３９万５千円の増で、主な要因ですが、令和６年度はウニ種苗施設の基本設計業務の完了及びホタテ養殖機器等導入事業が完了したことと、令和７年度においては１８節負担金補助及び交付金に新たに３倍体カキ養殖支援事業として４５９万５千円、漁船上架用船台導入支援事業補助金に２３９万２千円、水産業振興構造改善事業補助金としてウニ種苗生産施設の実設計にかかる補助金を７，９８０万円計上したことによります。関連の事業につきましては説明資料の方で説明させて頂きますので、説明資料の６３ページ目をご覧下さい。

６３ページ目の漁船上架用船台導入事業について説明致します。

事業概要は漁業者が漁船のメンテナンスのための船をですね、上架の際に船台を固定するための船台と漁船の移設に使用する器具パワースリングの導入に対してこちらは助成するものとなっております。

内容につきましては、事業実施主体は涌元前浜船主連合会・矢越漁船部会でございます。補助率は８０％で事業費が２９９万２千円のうち２３９万２千円を補助するものでございます。

続いて６４ページ目をご覧下さい。３倍体カキ養殖支援事業についてご説明します。

事業概要でございますが、漁協青年部がこれまで３年間養殖試験を行ってきた３倍体カキにつきましては、本格養殖を開始するための養殖漁具一式の購入に対し、支援するものでございます。

事業実施主体は、中の川森越漁業推進部会となっております。補助率は８０％で事業費５７４万４千円のうち４５９万５千円を補助するものとなっております。

続いて６５ページ目をご覧下さい。こちらにつきましては、水産業構造改善事業でウニ種苗施設設計の実績についてでございます。令和８年度、令和９年度に２カ年でこちらの施設の改修工事を予定しておりまして、そのため上磯郡漁業協同組合が事業実施主体で実施することに対し、水産庁の事業と併せて町が補助するものでございます。

事業費は８，２５０万円のうち国の補助金が３，７５０万円、また町の支援が４，２３０万円となっております。また、事業内容等については、記載の通りで後程ご参照願います。

次に予算書に戻りまして、１６４ページ目をご覧下さい。

４項ものづくり産業振興費、１目ものづくり産業振興費につきましては、２３２万８千円を計上しております。こちらは前年と同額でありまして、こちらはセミオーダー住宅の家賃収入を財源にした積立金の内容となっております。

次に１６５ページ目をご覧下さい。５項地域産業担い手対策費、１目地域産業担い手対策事業費に４，３４０万円を計上、前年度対比１１１万５千円の増ですが、こちらにつきましては大きく内容は変わっておりませんが、現在４名の地域おこし協力隊がおります。そして令和７年度においても新たに２名の協力隊員を採用する予定となっており、それに基づいた予算の内容となっております。

次に１６６ページ目をご覧下さい。２目地域産業担い手センター施設管理費に６５６万７千円を計上、前年度対比４３４万４千円の増で、主な要因は１４節工事請負費にしりうち地域産業担い手センターの空調設備設置工事に２８０万円、同じく担い手センターの外壁塗装工事に１８０万円を計上していることが主な要因となっております。

以上で農業水産振興課関係の説明を終わらせて頂きます。どうぞよろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

続いて建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

続きまして、建設水道課関係の予算についてご説明いたします。

議案の１７３ページをお開き下さい。８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費３６万円で昨年度と大きく変わりはありません。

続いて１７４ページです。２目下水道整備費１億３，２４５万５千円で前年度より２１９万８千円の減額であります。

主なものとして、１８節負担金補助及び交付金で浄化槽設置補助金において、今年度は５人槽が２基、７人槽が２基、計４基分の補助金４４０万円の計上。

また、昨年度より開始いたしました合併浄化槽維持管理費補助金に２１８基分として２００万２千円の計上。

２７節繰出金で、下水道事業会計へ１億２，６００万円の繰出金であります。

１７５ページです。２項道路橋梁費、１目道路橋梁総務費は１０７万２千円で昨年度と大きく変わりはありません。

続いて１７６ページです。２目道路維持費、１億１，１８５万５千円で前年度より８７７万２千円の減額であります。主なものとして、１２節委託料で町道除排雪業務運転業務委託料で単価上昇を考慮し、合計５，４１８万９千円の計上、町道ケーラ沢線外局部改良調査設計委託料で４７０万円の計上ですが、こちらに関しましては、町道ケーラ沢線の法面修繕、町道森越線の排水修繕、普通河川尾刺川の護岸補修工事に関わる調査設計委託料でございます。

１４節工事請負費で町道各路線舗装補修工事は補修用アスファルト合材４０ｔ分で５００万円、今年度で最終になります町道前浜涌元線舗装補修工事延長２６０ｍで１千万円、町道湯の元線外防護柵補修工事では、延長３２２ｍの緩んだガードケーブル等の補修工事費として１，８５０万円の計上をしております。

また、１７節備品購入費では除雪作業中の交通事故防止のため、除雪トラック２台分へのバックカメラ購入費として６０万円計上しております。

尚、工事箇所及び内容等につきましては、予算説明資料の８１ページから８３ページを後程ご参照願います。

続きまして１７７ページです。３目橋梁維持費は、２億５，９６８万９千円で前年度より６，３５３万４千円の増額であります。

主なものとして、１２節委託料から１４節工事請負費まで今年度が事業の最終年度となりますサンナス橋架替工事における委託業務や工事費の事業費の積上げ、スキー場連絡橋補修工事につきましては、今年度と来年度の２ヶ年での工事を予定しており、今年度につきましては、国道上部にかかっております橋梁部分の延長３２ｍの塗装補修工事費として、５千万円計上しております。

工事箇所及び内容等につきましては、予算説明資料の８４ページから８６ページを後程ご参照願います。

続いて１７８ページです。４目道路橋梁改良工事費は、９１万７千円で昨年度と大きく変わりはありません。

続きまして１７９ページです。３項河川海岸費、１目河川総務費は、２，２８０万３千円で、前年度より７９２万６千円の減額となっております。

主なものとして１４節工事請負費、普通河川下頃内川改修工事では、知内公園横に流れている下頃内川の延長１０５ｍの法面崩落等の改修工事費として、１，７７０万円計上しております。工事箇所及び内容等につきましては、予算説明資料の８７ページを後程ご参照願います。

１８０ページです。４項住宅費、１目住宅管理費に１億１，６０８万３千円で前年度より１億７４９万２千円の増額であります。

主なものとして昨年３月に改訂いたしました公営住宅長寿命化計画に則り、１２節委託料で経年劣化に伴う電気温水器を更新するため、湯の里団地電気温水器更新工事実施設計委託料として３００万円の計上、１４節工事請負費に屋根・外壁の改修費用として、しおさい団地外部改修工事に１棟分として６４０万円、ハマナス団地Ａ棟外部改修工事に５千万円、湯の里団地電気温水器更新工事に３棟分３０台５，１１０万円計上しております。

工事箇所及び内容等つきましては、予算説明資料の８８ページから９０ページを後程ご参照願います。

以上で建設水道課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

歳出の説明中でありますが、ここで昼食のため暫時休憩します。

再開は午後１時です。

（休憩　午前１１時５３分）

（再開　午後　１時００分）

◎　議　　長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

教育委員会事務局長よりお願い致します。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

教育委員会関係の予算を説明させて頂きます。

１８４ページをお願いします。１０款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費に１４７万円の計上、前年度比２０万１千円の減です。特に大きな変更はありません。

次に１８５ページから１８７ページです。２目事務局費に１億１２万４千円を計上、前年度比１，１０４万７千円の増です。主な要因は、１節報酬で英語指導助手が３名体制になったことによる人件費の増、７節報償費で高校の魅力化として吹奏楽部へ著名な外部講師を派遣するための謝金の増、１１節役務費で知内高校生徒募集対策として地域みらい留学への登録料や広告宣伝費の増、また１２節委託料では１人１台端末更新委託料として、小中学校のタブレットパソコンを更新する費用が増加したことによるものです。

詳細につきましては、説明資料の１０３ページ及び１０５ページを後程ご参照下さい。

次に１８８ページから１８９ページです。３目学校給食センター費に９，５０３万５千円を計上、前年度比６１７万円の減です。主な要因は、１４節工事請負費で昨年実施した温水ヒーター更新工事が終了したことによるものです。

また今年度につきましては、更新時期を迎えている蒸気ボイラーの更新工事を行う予定です。

次に１９０ページから１９１ページです。２項小学校費、１目学校管理費に６，９５３万８千円を計上、前年度比１，８７８万２千円の減です。主な要因は、涌元小学校の閉校に伴い、光熱水費やその他経費が不要になったことですが、今年度の新たな事業としては１４節工事請負費で知内小学校グラウンド表面土の不足により、怪我等に繋がる恐れがあることから、改修工事費として９００万円、同じく知内小学校グラウンドの遊具につきましても、経年劣化により危険な状況であることから更新費として２６０万円の計上です。

詳細につきましては、説明資料の１０６ページ及び１０７ページを後程ご参照下さい。

次に１９２ページです。２目教育振興費に２３８万６千円を計上、前年度比７２６万５千円の減です。要因は１７節の備品購入費で昨年度行った小学校、教師用指導書の購入が終了したことによります。

次に１９３ページから１９４ページです。３項中学校費、１目学校管理費に４，９２４万２千円を計上、前年度比１，５５５万３千円の減です。主な要因は昨年度行ったエアコン設置工事が終了したことによるものですが、今年度の新たな事業としましては１２節委託料で建築後３０年となる中学校校舎体育館の長寿命化改修工事の実施設計費として８００万円、また１４節工事請負費で中学校校長住宅の屋根・外壁改修として５３０万円を計上しており

ます。

詳細につきましては、説明資料の１０８ページを後程ご参照下さい。

次に１９５ページ、２目教育振興費に７６５万２千円を計上し、前年度比２８３万５千円の増です。主な要因は１７節の備品購入費で中学校教師用指導書、教授資料購入費として３１８万４千円の計上です。

次に少し飛んで頂きまして、２００ページをお開き下さい。５項社会教育費、１目社会教育総務費に１，３６０万８千円を計上、前年度比４８万７千円の増です。要因は旅費の単価アップや物価高騰による資材費の増です。

次に２０２ページから２０３ページです。２目公民館費に２，７８４万３千円を計上し、前年度比２，２９２万２千円の減です。主な要因としましては、昨年度行ったエアコン設置工事が終了したことによるものですが、今年度の新たな事業としましては７節報償費で例年行っている中高生向けのスクールステージフェアにおきまして著名な書道家による書道パフォーマンスを予定しております。その講師謝金として例年より８０万円程増額をしております。

また１７節備品購入費では、講堂ステージ中央に大型スクリーンを設置する費用として１００万円を計上しております

尚、予定事業調の方で事業ナンバー１７４番、中央公民館講堂スクリーン設置工事、設置事業に２５０インチと記載しておりますが、こちら２００インチの誤りでございますので訂正をお願い致します。大変申し訳ございません。

次に２０４ページから２０５ページです。３目郷土資料館費に４２０万１千円を計上、前年度比４８万３千円の増で要因は旅費の単価アップや物価高騰による増です。

次に２０６ページです。４目青少年交流センター管理費に１，２３２万円を計上、前年度比４，０１１万８千円の減です。主な要因は、昨年度行った青少年交流センター生活環境整備事業が終了したことによります。

次に２０７ページから２０９ページです。６項１目保健体育費に３億６，６１２万６千円を計上、前年度比２億９，４９２万２千円の増です。主な要因は、１３節委託料及び１４節工事請負費でスポーツセンター長寿命化改修工事費の計上ですが、こちらは説明資料でご説明致しますので、説明資料の１１２ページをお開き願います。

改修工事ですが、建築主体が１億８，７００万円、機械設備が１億２千万円、工事管理費が４００万円、合計３億１，１００万円の事業費でございます。財源の方は過疎債でございます。改修箇所につきましては、下の図の通りですが、外部はアリーナ屋上防水や屋根外壁の塗替え、柔剣道場、トレーニング室の防水改修や建具の改修等、内部工事は床の塗装と腐食部分の改修、またパネルヒーター、温水配管、温水ポンプ等の更新となります。また身体障がい者用の多目的トイレの新設も実施する予定です。

以上で、学校教育及び社会教育関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

続いて、高等学校事務長。

◎　高等学校事務長（髙田正志）

高等学校関係の予算について説明させて頂きます。議案１９６ページから１９８ページです。

４項高等学校費、１目学校管理費に５，６２３万６千円を計上、前年比５億６，１９７万８千円の減です。主な要因は、１２節委託料及び１４節工事請負費で昨年度実施した長寿命化改修の事業完了によるもので、５億５千万円の減となっております。また１３節使用料及び賃借料には総合的探究学習教材使用料と５７万２千円を計上しております。

これは生徒自身で問題を設定し、情報収集したり分析したりしながら解決に向かって進めていくという学習活動のおいて、インスパイアハイという動画を用いた学習教材の使用料となっております。予定事業調のナンバー１７１番に詳細を掲載しておりますので、後程ご参照下さい。

続いて１９９ページです。２目教育振興費に６５１万３千円を計上、前年比４２万４千円の減です。主な要因は、７節報償費から１７節備品購入費までそれぞれ教材用部活動用の購入費の精査及び前年度実績による減となっております。

以上で高校関係の説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

歳出の説明が終わりましたので、次に歳入等の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

誠に申し訳ありませんが、歳出で１つ説明漏れがございましたので、説明させて頂きたいと思います。

１４８ページをお開き願います。４款衛生費、３項１目上水道費に３７３万５千円を計上、前年度同額の計上です。

それでは、歳入についてご説明します。

１７ページをお開き願います。１款町税、１項町民税、１目個人に１億５，１９１万３千円を計上、前年度対比５４５万９千円の増で、前年度実績により現年課税分、所得割の増を見込んでいます。

次に１８ページです。２目法人に３，１８０万７千円を計上、前年度対比１８３万円の増で、前年の実績により法人税割の増を見込んでいます。

次に１９ページです。２項１目固定資産税に４億７，５３９万６千円を計上、前年度対比７８万４千円の増で、償却資産分の増を見込んでいます。

次に２０ページです。２目国有資産等所在市町村交付金に６２１万５千円を計上、前年度同額です。

次に２１ページです。３項軽自動車税、１目種別割に１，４０５万７千円を計上、前年度対比７万４千円の増で前年度と大きく変わるものではございません。

次に２２ページです。２目環境性能割に１００万円を計上、前年度対比３０万円の減で、前年度実績を考慮し減と見込んでいます。

次に２３ページです。４項１目たばこ税に３，６３６万３千円を計上、前年度対比１２４万９千円の減で、前年度実績を考慮し減と見込んでいます。

次に２４ページです。５項１目入湯税に１２０万円を計上、前年度同額です。

次に２５ページです。２款地方譲与税、１項１目地方揮発油譲与税に８００万円を計上、前年度同額です。

次に２６ページです。２項１目自動車重量譲与税に２，２００万円を計上、前年度同額で

す。
次に２７ページです。３項１目森林環境譲与税に２，１７６万円を計上、前年度対比１５１万６千円の増で、前年度実績を考慮し、増と見込んでいます。
次に２８ページです。３款１項１目利子割交付金に３０万円を計上、前年度同額です。
次に２９ページです。４款１項１目配当割交付金に６０万円を計上、前年度同額です。
次に３０ページです。５款１項１目株式等譲渡所得割交付金に５０万円を計上、前年度同額です。
次に３１ページです。６款１項１目法人事業税交付金に２００万円を計上、前年度同額です。
次に３２ページです。７款１項１目地方消費税交付金に１億５００万円を計上、前年度同額です。
次に３３ページです。８款１項１目環境性能割交付金に２４０万円を計上、前年度同額です。
次に３４ページです。９款１項１目地方特例交付金に４００万円を計上、前年度同額です。
次に３５ページです。１０款１項１目地方交付税に２０億３，１００万円を計上、前年度対比８，３９０万円の増で、令和７年度地方財政計画を基に、本年度の事務事業にかかる一般財源を計上しています。なお、今後事務事業の財源としての追加補正を予定しております。
次に３６ページです。１１款１項１目交通安全対策特別交付金に１千円を計上、前年度同額です。
次に３７ページです。１２款分担金及び負担金、１項負担金、１目総務費負担金に２０７万４千円を計上、前年度対比８万８千円の増で前年度と大きく変わるものではございません。
次に３８ページです。２目民生費負担金に３０６万１千円を計上、前年度対比１２万６千円の減で、前年度と大きく変わるものではございません。
次に３９ページです。３目農林水産業費負担金に６３９万６千円を計上、前年度対比８５１万５千円の減で、昨年度計上のウニ種苗生産施設整備事業負担金の減によるものです。
次に４０ページです。１３款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料に８万円を計上、前年度同額です。
次に４１ページです。２目農林水産業使用料に３２０万円を計上、前年度同額です。
次に４２ページです。３目商工使用料に６０万円を計上、前年度同額です。
次に４３ページです。４目土木使用料に４，６０９万７千円を計上、前年度対比２万７千円の減で、前年度と大きく変わるものではございません。
次に４４ページです。５目教育使用料に１，３８１万８千円を計上、前年度対比４６４万４千円の減で、主に３節高等学校授業料の減によるものです。
次に４５ページです。６目衛生使用料に４万円を計上、前年度同額です。
次に４６ページです。２項手数料、１目総務手数料に１６２万２千円を計上、前年度対比３０万４千円の減で戸籍関係手数料の減によるものです。
次に４７ページです。２目衛生手数料に７２８万５千円を計上、前年度同額です。
次に４８ページです。３目農林水産業手数料に１万１千円を計上、前年度対比３千円の増で、前年度と大きく変わるものではございません。
次に４９ページです。１４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金に１億

９，０１０万円を計上、前年度２，７３１万９千円の増で、主に１節子どものための教育･保育給付費国庫負担金、２節児童手当負担金の増によるものです。

次に５０ページです。２項国庫補助金、１目土木費国庫補助金に９，１０２万８千円を計上、前年度対比６，６２１万４千円の増で、新たに２節社会資本整備総合交付金を計上、４節道路更新防災等対策事業国庫補助金が増となったことによるものです。

次に５１ページです。２目教育費国庫補助金で本年度の計上はありません。

次に５２ページです。３目民生費国庫補助金に３３３万３千円を計上、前年度対比５０万８千円の増で、３節児童福祉国庫補助金で妊婦のための支援給付交付金の増によるものです。

次に５３ページです。４目総務費国庫補助金に９，７３５万７千円を計上、前年度対比６，５４３万６千円の増で、主にデジタル基盤改革支援補助金の増によるものです。

次に５４ページです。５目衛生費国庫補助金に２８万３千円を計上、前年度対比６８万８千円の減で、２節母子保健衛生費国庫補助金の減によるものです。

次に５５ページです。９目産業担い手対策費国庫補助金に６５０万円を計上、前年度同額です。

次に５６ページです。３項委託金、１目総務費委託金に８４１万１千円を計上、前年度対比８２１万６千円の増で２節参議院議員通常選挙委託金の計上によるものです。

次に５７ページです。２目民生費委託金に１７９万６千円を計上、前年度同額です。

次に５８ページです。１５款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金に１億５１８万８千円を計上、前年度対比３８７万９千円の増で、主に２節子どものための教育・保育給付費道負担金と４節の障害者自立支援医療費負担金の増によるものです。

次に５９ページです。２目土木費道負担金に１億９千万１千円を計上、前年度対比３，５６１万８千円の増で、１節でサンナス橋架替工事負担金の増によるものです。

次に６０ページです。２項道補助金、１目総務費道補助金に９２１万７千円を計上、前年度対比１，７８０万円の減で、昨年度計上のゼロカーボンモビリティ導入支援事業の減によるものです。

次に６１ページです。２目民生費道補助金に１，０６６万６千円を計上、前年度対比６０万６千円の減で、主に２節重度心身障害者医療費道補助金と８節地域づくり総合交付金で減、昨年度計上の出産子育て応援交付事業補助金の減によるものです。

次に６２ページです。３目農林水産業費道補助金に１億３，７４１万３千円を計上、前年度対比３，７８２万２千円の増で、主に３節で北海道水産業振興構造改善事業道補助金を新たに計上したことによるものです。

次に６３ページです。４目教育費道補助金に４４８万４千円を計上、前年度対比７，０７１万円の減で、昨年度計上の地域づくり総合交付金（青少年交流センター生活環境整備事業）と、４節新エネルギー設備導入支援事業補助金の減によるものです。

次に６４ページです。５目衛生費道補助金に９５６万５千円を計上、前年度対比２８５万１千円の増で、主に２節で海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の増によるものです。

次に６５ページです。６目電源立地地域対策交付金に６９３万８千円を計上、前年度対比７万７千円の増で前年度と大きく変わるものではございません。

次に６６ページです。７目商工費道補助金に５万７千円を計上、前年度対比４万２千円で前年度と大きく変わるものではございません。

次に６７ページです。３項委託金、１目総務費委託金に１，０６４万５千円を計上、前年度対比２９４万５千円の増で、主に２節統計調査費委託金の増によるものです。

次に６８ページです。２目農林水産業費委託金に４万円を計上、前年度同額です。

次に６９ページです。３目商工費委託金に５３万６千円を計上、前年度対比３万４千円の減で前年度と大きく変わるものではございません。

次に７０ページです。４目土木費委託金に１９０万円を計上、前年度対比６万２千円の増で、前年度実績により増を見込んでおります。

次に７１ページです。５目民生費委託金で今年度の計上はありません。

次に７２ページです。１６款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入に１，８７６万１千円を計上、前年度対比５８万３千円の減で、主に１節で教員住宅貸付料の減によるものです。

次に７３ページです。２目利子及び配当金に９５万９千円を計上、前年度対比４５万５千円の増で前年度実績を考慮し、増と見込んでいます。

次に７５ページです。１７款１項１目寄附金に４億１，３４５万８千円を計上、前年度対比１億円の減で、ふるさと納税寄附金の減を見込んでいます。

次に７６ページです。１８款繰入金、１項１目特別会計繰入金に２千円を計上、前年度対比１千円の減です。

次に７７ページです。２項基金繰入金、１目積立金繰入金に５億７，８８８万円を計上、前年度対比１億８４９万５千円の増で、主に２節ふるさと創生事業基金繰入金の増によるものです。

次に７８ページです。１９款１項１目繰越金に８千万円を計上、前年度同額です。

次に７９ページです。２０款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、１目延滞金に１１万円を計上、前年度と同額です。

次に８０ページです。２目加算金に１千円を計上、前年度同額です。

次に８１ページです。２項１目預金利子に４千円を計上、前年度同額です。

次に８２ページです。３項貸付金元利収入、１目民生貸付金元金収入に５０万円を計上、前年度同額です。

次に８３ページです。２目奨学資金貸付収入に３２７万３千円を計上、前年度対比５７万３千円の減で、償還金の減を見込んでいます。

次に８４ページです。４項受託事業収入、４目総務費受託事業収入に４８１万２千円を計上、前年度対比１８万８千円の減で前年度実績により減を見込んでおります。

次に８５ページです。２目民生費受託事業収入で本年度の計上はありません。

次に８６ページから８７ページです。５項１目雑入に２，６９６万４千円を計上、前年度対比２９万４千円の増で、主に５節地域公共交通確保維持改善事業補助金を新たに計上したことによるものです。

次に８８ページです。２目診療所収入に１３２万円を計上、前年度同額です。

次に８９ページです。３目給食費収入に２７０万２千円を計上、前年度対比５３万７千円の減で、前年度実績により減を見込んでおります。

次に９０ページです。２１款１項町債、１目土木債に１億１，５１０万円を計上、前年度対比５，６７０万円の増で、主に４節公営住宅建設事業債で湯の里団地電気温水器更新工事

とハマナス団地Ａ棟外部改修工事を新たに計上したことによるものです。

次に９１ページです。３目教育債に３億１，９００万円を計上、前年度対比２億３，６５０万円の減で、昨年度計上の知内高等学校長寿命化改修事業の減と新たにスポーツセンター長寿命化改修事業の計上による差引分が主なものです。

次に９２ページです。３目消防債に５，８５０万円を計上、前年度対比５，１４０万円の増で、主な要因は、消防救急デジタル無線更新事業と高規格救急車更新事業を新たに計上したことによるものです。

次に９３ページです。４目民生債に６８０万円を計上、前年度対比２６０万円の増で、子ども医療費拡大助成事業分の増によるものです。

次に９４ページです。５目農業債に１，９００万円を計上、前年度同額です。

次に９５ページです。６目林業債に５５０万円を計上、前年度対比４５０万円の減で、１節で町有林整備事業の減によるものです。

次に９６ページです。７目総務債に１，８８０万円を計上、前年度対比２億３０万円の減で、昨年度計上のＶ２Ｂシステム導入事業と湯ノ里町内会館移転改修工事が減となったことによるものです。

次に９７ページです。８目水産業債に４，２３０万円計上、２節漁業振興施設整備事業債に新たに水産業振興構造改善事業を計上したことによるものです。

次に９８ページです。９目臨時財政対策債で今年度計上はありません。

次に１３ページをお開き願います。第２表債務負担行為です。歳出で説明しました新規参入者ビニールハウスリース料助成事業で令和７年度から令和１４年度までの８年間、限度額５３６万７千円の債務負担行為の承認を求めるものです。

次に１４ページ、第３表地方債です。道路橋梁債から漁業振興施設整備事業債まで、歳入、町債で説明しました起債借入額合計５億８，５００万円について、それぞれの限度額を設定するものです。起債の方法、利率、償還の方法については、昨年度同様ですので、説明を省略させていただきます。

以上で歳入等の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

これで、一般会計の説明が終わりました。

●　議案第２２号　令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１６、議案第２２号、『令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

特別会計予算書の２ページをご覧下さい。

議案第２２号。令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。

令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算です。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億８，４８２万８千円と定める。

２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

一時借入金です。第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４，０００万円と定める。

歳出予算の流用です。第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項で計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

歳出からご説明しますので、予算書１９ページをご覧下さい。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に３２１万６千円を計上、前年度対比２３万２千円の増で、主な内容は、１２節委託料で共同電算委託料の増によるものです。

次に２０ページです。２目国民健康保険団体連合会負担金に２７８万２千円を計上、前年度対比２８万９千円の減で、主な要因は１８節負担金補助及び交付金で、事業状況報告システムクラウド負担金の減によるものです。

次に２１ページです。２項徴税費、１目賦課徴収費に２１０万１千円を計上、前年度比３６９万４千円の減で、主な要因は１７節備品購入費で令和６年度に税務徴収車購入費の減によるものです。

次に２２ページです。３項１目運営協議会費に１６万４千円を計上、前年度と同額です。

次に２３ページです。２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費に３億６千万円を計上、前年度と同額です。

次に２４ページです。３目一般被保険者療養費に４００万円を計上、前年度と同額です。

次に２５ページです。５目審査支払手数料に１００万円を計上、前年度と同額です。

次に２６ページです。２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費に５，１５０万円を計上、前年度と同額です。

次に２７ページです。３目一般被保険者等高額介護合算療養費に２万円を計上、前年度と同額です。

次に２８ページです。３項移送費、１目一般被保険者移送費に７万円を計上、前年度と同額です。

次に２９ページです。４項助産諸費、１目出産育児一時金に１５０万円を計上、前年度と同額です。

次に３０ページです。２目審査支払手数料に１千円を計上、前年度同額です。

次に３１ページです。５項葬祭諸費、１目葬祭費、４５万円を計上、前年度と同額です。

次に３２ページです。３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分、１目一般被険者医療給付費分に９，９１４万５千円を計上、前年度対比１２８万円の減で北海道の納付金算定に基づく減となっています。

次に３３ページです。２項後期高齢者支援金等分、１目一般被保険者後期高齢者支援金等分に３，０３７万６千円を計上、前年度対比８２万円の減で、北海道の算定に基づくものです。

次に３４ページです。３項１目介護納付金分に１，０６３万９千円を計上、前年度対比８４万円の減で、北海道の算定に基づくものです。

次に３５ページです。６款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費に４０８万６千円を計上、前年度対比５万４千円の増で内容は大きく変わっておりません。

次に３６ページです。２項１目保健事業費に１，２７２万９千円を計上、前年度対比１２５万３千円の増で、主な内容は、１１節役務費で保健事業費の見込みによる増額です。

次に３７ページです。７款１項１目基金積立金に４万４千円を計上、前年度対比２万８千円の増です。

次に３８ページです。８款１項公債費、１目利子に１千円を計上、前年度と同額です。

次に３９ページです。９款諸支出金、１項償還金、１目一般被保険者保険税還付金に７０万円を計上、前年度と同額です。

次に４０ページです。３目償還金に３０万円を計上、前年度と同額です。

次に４１ページです。１０款１項１目予備費に４千円を計上、前年度と同額です。

次に歳入についてご説明しますので、８ページにお戻り下さい。

１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税に１億１９８万９千円を計上、前年度対比４６万円の減で、滞納繰越分の収入見込み減によるものです。

９ページです。３款道支出金、１項道負担金、１目保険給付費等交付金に４億３，２９５万９千円を計上、前年度対比２４０万４千円の減で特別調整交付金、都道府県繰入金の減によるものです。

次に１０ページです。４款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金に４万４千円を計上、前年度対比２万８千円の増で内容に大きな変わりはありません。

次に１１ページです。５款繰入金、１項１目一般会計繰入金に２，７１３万５千円を計上、前年度対比７５万２千円の減で、基盤安定繰入金の算定見込みによる減です。

次に１２ページです。２項１目基金繰入金に２，１９９万７千円を計上、前年度対比１７６万８千円の減で、保険事業費等の算定見込みによる減です。

次に１３ページです。６款１項１目繰越金に１千円を計上、前年度と同額です。

次に１４ページです。７款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、２目一般被保険者延滞金に３０万円を計上、前年度と同額です。

次に１５ページです。２項１目預金利子に１千円を計上、前年度と同額です。

次に１６ページです。３項雑入、１目一般被保険者第三者納付金に、１千円を計上、前年度と同額です。

次に１７ページです。３目一般被保険者返納金に１千円を計上、前年度と同額です。

次に１８ページです。５目雑入に４０万円を計上、前年度と同額です。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

● 議案第２３号　令和７年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第１７、議案２３号、『令和７年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』

説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

予算書の４２ページです。議案第２３号、令和７年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和７年度知内町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算です。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９，０４０万９千円と定める。

２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

一時借入金です。第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は２千万円と定める。

歳出予算の流用です。第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項で計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

歳出からご説明しますので、予算書５４ページをご覧下さい。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に４１６万８千円を計上、前年度対比８万２千円の減で、内容に大きな変わりはありません。

次に５５ページです。２項１目徴収費に２１万８千円を計上、前年度対比１万円の増で、内容に大きな変わりはありません。

次に５６ページです。２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金に８，６０１万９千円を計上、前年度対比１８２万１千円の減で、北海道後期高齢者医療広域連合の算定に基づくものです。

次に５７ページです。３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金に２千円を計上、前年度と同額です。

次に５８ページです。２項繰出金、２目一般会計繰出金に１千円を計上、前年度と同額です。

次に５９ページです。４款１項１目予備費に１千円を計上、前年度と同額です。

次に歳入についてご説明を致しますので、４７ページにお戻り下さい。

１款１項１目後期高齢者医療保険料に５，７２４万１千円を計上、前年度対比１２６万７千円の減で、後期高齢者医療保険料の収入見込みの額の減によるものです。

次に４８ページです。３款繰入金、１項１目一般会計繰入金に３，１６６万３千円を計上、前年度対比２１２万６千円の減で、主な要因は、北海道後期高齢者医療広域連合の算定に基づく納付金等に対応したものです。

次に４９ページです。４款１項１目繰越金に１千円を計上、前年度と同額です。

次に５０ページです。５款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、１目延滞金に１千円を計上、前年度と同額です。

次に５１ページです。２項１目受託事業収入に１５０万円を計上、後期高齢者健康診断に係る受託事業収入をこれまで一般会計から持っていたものを特別会計に移行したためによる

ものです。
次に５２ページです。３項雑入、１目保険料還付金に２千円を計上、前年度と同様の内容です。
次に５３ページです。２目雑入に１千円を計上、前年度と同額です。
説明は以上です。よろしくお願い致します。

● 議案第２４号　令和７年度知内町介護保険特別会計予算について

◎ 議　　長（谷口康之）
次に日程第１８、議案第２４号、『令和７年度知内町介護保険特別会計予算について』説明を求めます。
生活福祉課長。
◎ 生活福祉課長（笠松さおり）
予算書の６０ページです。議案第２４号、令和７年度知内町介護保険特別会計予算について。
令和７年度知内町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算です。第１条、歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ５億２，９５８万４千円、介護サービス事業勘定歳入歳出それぞれ３１０万円と定める。
２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。
一時借入金です。第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定３，０００万円と定める。
歳出予算の流用です。第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
保健事業勘定の歳出から説明しますので、予算書の９３ページをご覧下さい。
１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に２２５万７千円を計上、前年度対比２万８千円の減で、内容に大きな変わりはありません。
次に９４ページです。２項徴収費、１目賦課徴収費に８万６千円を計上、前年度対比１千円の減で内容に大きな変わりはありません。
次に９５ページです。３項１目介護認定審査会費に３５０万４千円を計上、前年度対比２２万３千円の増で認定審査会共同設置負担金の増によるものです。
次に９６ページです。２目認定審査費に１８１万６千円を計上、前年度対比１７万７千円の減で、実績見込みに基づくものです。
次に９７ページです。４項運営協議会費、１目介護保険運営協議会費に８万６千円を計上、前年度と同額です。
次に９８ページです。２款１項保険給付費、１目介護サービス等給付費に４億５，１６７万３千円の計上、前年度対比２９３万７千円の増で、介護サービス費等の給付見込みの増に

よるものです。

次に９９ページです。２項１目高額介護サービス等給付費に１，１７１万１千円を計上、前年度対比５１万１千円の増で、高額介護サービス費等給付費見込みの増によるものです。

次に１００ページです。２目高額合算介護サービス等給付費に２００万円を計上、前年度対比２０万円の増で、高額合算介護サービス等給付費見込みの増によるものです。

次に１０１ページです。３項その他諸費、１目審査支払手数料に、４０万円を計上、前年度と同額です。

次に１０２ページです。３款１項基金積立金、１目介護保険事業基金積立金に５万円を計上、前年度対比３万９千円の増で内容に大きな変わりはありません。

次に１０３ページです。４款地域支援事業費、１項１目介護予防・生活支援サービス事業費に２，５７７万４千円の計上、前年度対比１３７万８千円の増で、介護サービス等給付費見込みの増によるものです。

次に１０４ページです。２目介護予防ケアマネジメント事業費に２２８万５千円を計上、前年度対比３４万１千円の増で、総合行政システムの利用料を増によるものです。

次に１０５ページです。２項１目一般介護予防事業費に３７９万４千円を計上、前年度対比２５万５千円の減で、介護予防事業費見込みの減によるものです。

次に１０６ページです。３項包括的支援事業費・任意事業費、１目包括的支援事業費に８３６万６千円を計上、前年度対比１５万円の減で、内容に大きな変わりはありません。

次に１０７ページです。２目任意事業費に１２１万３千円を計上、前年度と同額です。

次に１０８ページです。３目生活支援体制整備事業費に１，３６０万３千円を計上、前年度対比５千円の減で、内容に大きな変わりはありません。

次に１０９ページです。４目認知症総合支援事業費に２６万２千円を計上、前年度対比５千円の増で、内容に大きな変わりはありません。

次に１１０ページです。５目在宅医療介護連携推進事業費に５０万円を計上、前年度対比５万３千円の減で、内容に大きな変わりはありません。

次に１１１ページです。５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金に１千円の計上、前年度対比２万円の減で内容に大きな変わりはありません。

次に１１２ページです。２目償還金に１千円の計上、前年度と同額です。

次に１１３ページです。３目第１号被保険者還付加算金に１千円を計上、前年度と同額です。

次に１１４ページです。２項繰出金、１目一般会計繰出金に１千円を計上、前年度と同額です。

歳入についてご説明しますので、６６ページにお戻り下さい。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料に９，４９１万円を計上、前年度対比４２０万３千円の増で介護保険料の収入見込みの増のよるものです。

次に６７ページです。２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金に８，０３６万円を計上、前年度対比７１万８千円の増で、介護給付サービス費見込みによる増によるものです。

次に６８ページです。２項国庫補助金、１目調整交付金に３，０２８万８千円を計上、前年度対比２３万７千円の増で介護給付サービス事業費見込みの増によるものです。

次に６９ページです。２目地域支援事業（介護予防事業）交付金に５３０万６千円を計上、前年度対比１５万４千円の増で介護予防事業費見込みの増によるものです。

次に７０ページです。３目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に８０２万５千円を計上、前年度対比７万６千円の減で包括的支援事業・任意事業見込みの減によるものです。

次に７１ページです。５目保険者機能強化推進交付金に１４２万５千円を計上、前年度対比１５万８千円の減で交付金見込みの減によるものです。

７２ページです。７目保険者努力支援交付金に２６１万円を計上、前年度対比２８万９千円の減で交付金見込みの減によるものです。

次に７３ページです。３款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金に１億２，５８１万４千円を計上、前年度対比９８万４千円の増で、交付金見込みの増によるものです。

７４ページです。２目地域支援事業交付金に５７３万円を計上、前年度対比１６万６千円の増で地域支援事業費見込みの増によるものです。

次に７５ページです。４款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費負担金に７，１０８万２千円を計上、前年度対比４６万７千円の増で介護給付サービス事業費見込みの増によるものです。

次に７６ページです。２項道補助金、１目地域支援事業（介護予防事業）交付金に２６５万３千円を計上、前年度対比７万７千円の増で内容に大きな変わりはありません。

次に７７ページです。２目地域支援事業（包括的支援事業･任意事業）交付金に４０１万２千円を計上、前年度対比３万７千円の減で内容に大きな変わりはありません。

次に７８ページです。５款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金に５万円を計上、前年度対比３万９千円の増で内容に大きな変わりはありません。

次に７９ページです。６款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金に５，８２４万６千円を計上、前年度対比４５万５千円の増で、介護給付サービス事業費見込みの増によるものです。

次に８０ページです。２目地域支援事業（介護予防事業）交付金に２６２万４千円を計上、前年度対比４万８千円の増で内容に大きな変わりはありません。

次に８１ページです。３目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に４０１万２千円を計上、前年度対比３万７千円の減で内容に大きな変わりはありません。

次に８２ページです。４目その他一般会計繰入金に１，８６１万円を計上、前年度対比１０８万４千円の増で、事務費分の繰入金の増によるものです。

次に８３ページです。５目低所得者保険料軽減繰入金に５９９万９千円を計上、前年度と同額です。

次に８４ページです。２項基金繰入金、１目介護保険事業基金繰入金に４７２万１千円を計上、前年度対比３０９万円の減で、介護給付サービス事業及び地域支援事業の実施に伴う基金繰入金の減によるものです。

次に８５ページです。３項１目介護サービス事業勘定繰入金に３１０万円を計上、前年度と同額です。

次に８６ページです。７款１項１目繰越金に、１千円を計上、前年度と同額です。

次に８７ページです。８款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、１目第１号被保険者延

滞金に１千円を計上、前年度と同額です。
次に８８ページです。２目過料に１千円を計上、前年度と同額です。
次に８９ページです。２項１目預金利子に１千円を計上、前年度と同額です。
次に９０ページです。３項雑入、１目第三者納付金に１千円を計上、前年度と同額です。
次に９１ページです。２目返納金に１千円を計上、前年度と同額です。
次に９２ページです。３目雑入に１千円を計上、前年度と同額です。
次にサービス事業勘定について説明します。
歳出から説明しますので、予算書の１２４ページをご覧下さい。
１款諸支出金、１項繰出金、１目保険事業勘定繰出金に３１０万円の計上、前年度と同額です。
次に歳入について説明しますので、１２３ページにお戻り下さい。１款サービス収入、１項予防給付費収入、１目居宅支援サービス計画費収入に３１０万円を計上、前年度と同額です。
説明は以上です、よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

審議中ですが、ここで暫時休憩致します。
再開は２時２０分です。

（休憩　午後２時０３分）
（再開　午後２時２０分）

◎　議　　長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

●　議案第２５号　令和７年度知内町水道事業会計予算について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１９、議案第２５号、『令和７年度知内町水道事業会計予算について』説明を求めます。
建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

公営企業会計予算書の２ページ目をお開き願います。
議案第２５号、令和７年度知内町水道事業会計予算について。
総則。第１条　令和７年度知内水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
業務の予定量。第２条　業務の予定量は次のとおりとする。
（１）給水戸数　　１，９６９戸
（２）年間総給水量　　７１１，９７４m^3
（３）１日平均給水量　　１，９５１m^3
（４）主要な建設改良事業、配水設備改良費２，５００万円。営業設備費１，０２０万円。消火栓設置費２２７万円。
収益的収入及び支出。第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入です。１款水道事業収益、１項営業収益、１億５３２万７千円、２項営業外収益３，２２３万９千円、３項特別利益４千円、合計１億３，７５７万円です。

３ページになります。支出です。１款水道事業費用、１項営業費用、１億６，５７３万円。２項営業外費用４５３万５千円。３項特別損失２千円。４項予備費１００万円。合計１億７，１２６万７千円です。

資本的収入及び支出です。第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。（資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額１，７６５万８千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３４０万６千円、減債積立金１，０５３万９千円、過年度損益勘定留保資金３７１万３千円で補填するものとする。）

収入です。１款資本的収入、１項他会計補助金３０８万１千円。２項工事負担金２２７万円。３項移設補償金２，５００万円。合計３，０３５万１千円。

支出です。１款資本的支出、１項建設改良費３，７４７万円。２項企業債償還金１，０５３万９千円。合計４，８００万９千円です。

続きまして４ページになります。予定支出の各項の経費の金額の流用。第５条、予定支出の各項の経費の金額を流用する頃ができる場合は、次のとおりと定める。

（１） 水道事業のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用

（２） 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第６条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

項目、（１）職員給与費、予定額２，１７８万円。

他会計からの補助金です。第７条、営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は３７３万５千円である。

たな卸資産購入限度額です。第８条、棚卸資産の購入限度額は、１，０００万円と定める。

次に予算内容を令和７年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書の方でご説明致しますので、６ページをお開き下さい。

収益的収入です。１款水道事業収益が合計１億３，７５７万円であります。内容としまして、１項営業収益１，５３２万１千円ですが、これは１目給水収益、１節水道料金１億４４７万円で、令和６年度の実績を考慮し、年間有収水量７１１，９７４m^3としております。

２目他会計負担金４０万７千円、これは消火栓管理負担金となっております。３目その他の営業収益４５万円。これは審査手数料並びに閉栓手数料になります。

２項営業外収益が３，２２３万９千円です。主なものとしては、２目他会計補助金で、１，２６５万４千円。これは昨年度も計上致しました、衛星画像を用いた漏水解析業務１，２００万円の計上、それ以外の項目につきましては、昨年度と大きく金額が変わっておりません。

３項特別利益、１項過年度損益修正益は４千円です。７ページになります。

収益的支出です。１款水道事業費用が合計が１億７，１２６万７千円で、内訳と致しましては１項営業費用合計が１億６，５７３万円で、１目原水及び浄水費が４，２３１万８千円、主なものとして、４節委託料３，４０９万円で、水道施設運転維持管理業務委託１，８４８万円、水質検査２５０万円、電気計装類保守点検４２０万円、ろ過池ろ過砂補充業務委託５３４万円他となっております。

続いて８ページになります。２目配水及び給水費３，４２３万８千円で主なものとして１節給料から４節法定福利費まで職員１名の給与関係分８節委託料は２，４００万円で、そのうち衛生画像を活用した漏水解析業務委託料を１，２００万円、それと現在布設してあります約１００ｋｍの水道管路を今後どのように更新をしていくか、またどのくらい事業費がかかる等の検討を進めるため、水道管路更新業務委託料として１，１００万円他計上しております。

詳しい業務内容につきましては、予算説明資料９６、９７ページを後程ご参照願います。

９ページです。３目総係費で２，４８４万４千円で、これは１節給料から４節法定福利費まで職員２名分の給与関係分、１１節委託料で公営企業会計システム等保守点検委託料４７万円、水道事業経営戦略更新業務委託料で５５０万円となっております。

１０ページです。４目減価償却費６，２６７万８千円で昨年と大きく変わりはありません。５目資産減耗費１６２万円でこちらも昨年と大きく変わりがございません。

６目その他の営業費用２千円でこちらも昨年度と大きく変わりはありません。

続いて１１ページです。２項営業外費用合計で４５３万５千円で、１目支払利息から３目消費税まで昨年度と大きく変わりはありません。３項特別損失２千円、４項予備費１００万円となっております。

１２ページです。１款資本的収入が合計３，０３５万１千円です。これは１項１目他会計補助金３０８万１千円、２項１目工事負担金２２７万円は重内地区の消火栓更新工事１基分です。３項補償金、１目移設補償金２，５００万円は中の川港橋水道管敷設工事に係るもので、全額北海道の補償工事となっております。

詳しい工事内容につきましては、予算説明資料９２ページから９５ページを後程ご参照願います。

続きまして１３ページです。１款資本的支出合計４，８００万９千円で１項建設改良費、合計３，７４７万円で主なものとして、１目配水設備改良費、１節工事請負費に先程説明を致しました中の川港橋水道管敷設工事で２，５００万円、２目営業設備費１，０２０万円で１節メーター費で水道メーターの交換分２５２個、新設分２２個分とメーター交換の委託費用です。３目消火栓設置費は２２７万円で、これも先程説明しました重内地区消火栓１基分の更新費用になります。２項１目１節企業債償還金、１，０５３万９千円です。

続きまして１４ページをお開き願います。

令和７年度知内町水道事業予定キャッシュフロー計算書であります。

１　業務活動によるキャッシュフローは、合計で８２４万９千円となります。

２　投資活動によるキャッシュフローは、合計でマイナス３７１万３千円となります。

３　財務活動によるキャッシュフローは、合計でマイナス１，０５３万９千円であります。

１の業務活動、２の投資活動、３の財務活動のキャッシュフローを合計した結果、資金減少額が６００万３千円となり、資金期末残高見込みが４億１１８万３千円となります。

続きまして、１９ページをお開き願います。知内、湯ノ里、小谷石の３浄水場の維持管理業務委託について、維持管理技術の向上による安定的な水道水の供給体制を図る目的で、実施に伴う債務負担行為の設定であります。事項として、知内町水道施設運転維持管理業務委託事業、限度額９，２００万円、前年度末までの支払義務発生額は、期間が令和３年度から令和６年度までで金額７，３３９万２千円。当該年度以降の支払義務発生予定額は、期間が

令和７年度で、金額が１，８３４万８千円です。
財源内訳としましては、一般財源となります。
尚、１５ページから２８ページの１９ページを除くページにつきましては、説明を省略させて頂きますので、よろしくお願い致します。
以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

● 議案第２６号　令和７年度知内町下水道事業会計予算について

◎ 議　　長（谷口康之）
次に日程第２０、議案第２６号、『令和７年度知内町下水道事業会計予算について』説明を求めます。
建設水道課長。
◎ 建設水道課長（澤田浩一）
予算書の２９ページをお開き下さい。
議案第２６号、令和７年度知内町下水道事業会計予算について。
総則。第１条、令和７年度知内町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
業務の予定量。第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。
（１）接続戸数　　１，１０５戸
（２）年間有収水量　　２６２，２６４m^3
（３）１日平均有収水量　　７１９m^3
（４）主要な建設改良事業　　処理場建設改良費４，０００万円。
収益的収入及び支出。第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。収入です。１款下水道事業収益、１項営業収益４，０９６万円。２項営業外収益１億８，８５４万５千円。３項特別利益４千円。合計２億２，９５０万９千円。
支出です。１款下水道事業費用、１項営業費用１億９，２５６万１千円。２項営業外費用１，０１７万３千円。３項特別損失４千円。４項予備費、１００万円。合計２億３７３万８千円です。
３０ページになります。資本的収入及び支出。第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。（資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額７，８６９万９千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額４００万円、損益勘定留保資金４，１７３万８千円、繰越利益剰余金処分額３，２９６万１千円で補填するものとする。）
収入です。１款資本的収入、１項企業債２，２３０万円、２項他会計補助金２，１７０万円、合計４，４００万円です。
支出です。１款資本的支出、１項建設改良費４，０００万円、２項企業債償還金８，２６９万９千円、合計１億２，２６９万９千円です。
企業債、第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定める。起債の目的、下水道事業債。限度額合計２，２３０万円。起債の方法、利率及び償還の方法に変更はございません。
続いて３１ページになります。予定支出の各項の経費の金額の流用。第６条、予定支出の

各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

（１） 下水道事業のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。

（２） 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第７条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

項目（１）職員給与費、予定額１，０６５万円。

他会計からの補助金。第８条、営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は１億２，６００万円である。

棚卸資産購入限度額。第９条、棚卸資産の購入限度額は、１，０００万円と定める。

続きまして予算内容を令和７年度知内町下水道事業会計予算実施計画内訳書でご説明致しますので、３３ページをお開き願います。

収益的収入です。１款下水道事業収益、合計２億２，９５０万９千円で、内容と致しましては、１項営業収益が４，０９６万円で１目下水道使用料、１節公共下水使用料と２節農業集落排水使用料を合わせて有収水量２６２，２６４ｍ³、金額が４，０３０万円。

２目その他営業収益６６万円で、浄化槽汚泥処理手数料が主なものとなっております。

２項営業外収益が１億８，８５４万５千円で、主なものとして２目１節他会計補助金、一般会計からの繰入金で１億２，６００万円。３目国庫補助金８００万円。４目長期前受金戻入で５，４５４万１千円となっております。３項特別利益が４千円です。

続いて３４ページをお開き願います。収益的支出です。１款下水道事業費用で合計２億３７３万８千円です、内容といたしまして、１項営業費用合計１億９，２５６万１千円で主なものとして、１目管路費に１７０万円。２節修繕費に１５０万円計上しております。

２目マンホールポンプ費に１４１万円で、これは町内にありますマンホールポンプ所２３カ所分の維持管理費用となっております。

３目処理場費が６，６２４万円で主なものとして２節手数料で臨時水質検査料他で１５５万円。３節光熱水費、こちらはクリーンセンター光熱水費で１，３５８万円。５節委託料４，６７１万円、放流水質法定検査委託料８０万円、クリーンセンターマンホールポンプ委託費に３，７２０万円、汚泥運搬処分委託費８２０万円が主なものとなっております。

３５ページです。４目総係費で、２，５１３万２千円で、主なものとして、１節給料から４節法定福利費まで、職員１名分の給与関係を計上。８節委託料、１，２５２万５千円で、主なものとして農業集落排水維持管理適正化計画策定業務委託８００万円、公営企業会計運営支援業務４００万円、公営企業会計システム保守業務１６万円２千円他となっております。

農業集落排水維持管理適正化計画策定業務委託の詳しい内容につきましては、予算説明資料１００ページを後程ご参照願います。

続いて３６ページです。５目１節減価償却費９，６２７万９千円、６目資産減耗費は固定資産除却費で１８０万円です。

２項営業外費用が１，０１７万３千円で、主なものとして１目支払利息７１７万１千円、３目１節消費税が３００万円です。３項特別損失４千円です。４項予備費、１００万円となっております。

続いて３７ページです。資本的収入になります。１項資本的収入が４，４００万円で主なものとして１目企業債１節建設改良債、下水道事業債で２，２３０万円。２項他会計補助金１目国庫補助金、社会資本整備総合交付金で２，１７０万円となっております。

続いて資本的支出です。１款資本的支出、１億２，２６９万９千円で、主なものとして１項建設改良費、１目処理場費建設改良費、１節工事請負費でクリーンセンターの鋼製建具及び機械設備の改修工事費として、４，０００万円。２項２目企業債償還金、１節建設改良債償還金で８，２６９万９千円です。

詳しい工事の内容につきましては、予算説明資料９８、９９ページを後程ご参照願います。

続いて３８ページです。令和７年度知内町下水道事業予定キャッシュフロー計算書であります。

１．業務活動によるキャッシュフローは、合計で６，５６８万８千円となります。

２．投資活動によるキャッシュフローは、合計でマイナス１，４６６万３千円となります。

３．財務活動によるキャッシュフローは、合計でマイナス６，０３９万９千円であります。

１の業務活動、２の投資活動、３の財務活動のキャッシュフローを合計した結果、資金減少額が９３７万４千円となり、資金期末残高見込みが１，５２１万８千円となります。

尚、３９ページから５１ページまでは、説明を省略させていただきますので、よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

以上で、一括議題の２０議案の提案説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題の２０議案について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、地方自法第９８条第１項の規定による検査権を付与の上、これに付託して、審査終了まで審議することと致したいと思いますが、この取扱いにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定致しました。

ここで、暫時休憩します。

◎　議　　長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開します。

休憩中に令和７年度予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長からそのことについて報告致します。

委員長に吉田峰一君、副委員長に木村一君、以上のとおり選任することとし、委員会の構成は、そのように決定致しました。

お諮りします。予算審査特別委員会の議案審査のため、３月７日から１１日にかけて休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、３月７日から１１日にかけて休会することに決定致しました。

● 散会宣言

◎ 議　　長（谷口康之）

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれで散会致します。

（　散会　午後２時４５分　）